●介護保険制度のしくみ

介護をみんなで支えるしくみ

超高齢社会となった今、日本の高齢化率は年々上昇し、介護を必要とする人は増え続けています。しかも、少子化、介護者の高齢化など、家族だけで介護することは困難となってきています。

介護保険制度は、こうした介護への不安を解消するために、介護を社会全体で支えて、高齢者の自立を助けることを目的として平成12年4月から始まりました。

被保険者

第1号被保険者・第2号被保険者

- ●介護保険料を納めます
- ●サービスを利用するための要介護等認定の申請をします
- ●サービスを利用した場合にはサービス費用の１割、２割または３割を負担（支払）します

●要介護等認定の申請
●介護保険料の納付

●介護サービスの提供

●サービスの利用
●利用者負担の支払

●要介護等認定
●被保険者証の交付
●負担割合証の交付

高槻市（保険者）

- ●介護保険制度を運営します
- ●被保険者証を交付します
- ●要介護等認定を行います
- ●介護サービスの確保・整備を行います
- ●介護保険料を徴収します

●介護報酬の請求

●介護報酬の支払

サービス提供事業者

（指定を受けた事業者）

- ●在宅サービスを提供します
- ●施設サービスを提供します
- ●ケアプランを作成します

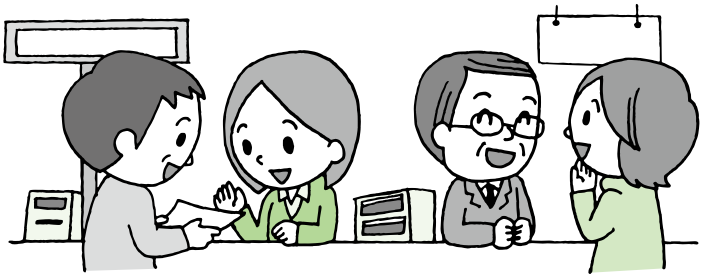

介護保険は、どのように運営されているのでしょうか？

介護保険制度は、わたしたちの住む高槻市が保険者として運営し、40歳以上の方が加入者（被保険者）となって保険料を納め、介護が必要となったときにサービスを利用するしくみです。

加入するのは？

介護保険は社会保険制度ですから、本人の希望やサービスを利用する、しないにかかわらず、原則として高槻市にお住まいの 40 歳以上のみなさんが、介護保険の加入者となります。

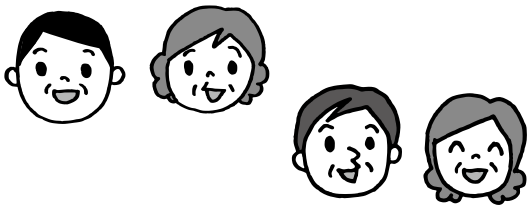

第 1 号被保険者

市内に住んでいる 65 歳以上の方

65 歳になると市から介護保険被保険者証が郵送により交付されます。認定申請の際に必要となりますので、大切に保管してください。

要介護等認定申請を行い、日常生活に介護や支援が必要であると認定されると、介護サービスを利用できます。

第 2 号被保険者

市内に住んでいて医療保険に加入している 40 歳以上 65 歳未満の方

介護保険被保険者証は要介護等認定を受けられた場合などに交付されます。

加齢による病気（※特定疾病）が原因で、日常生活に介護や支援が必要であると認定されると、介護サービスを利用できます。

〔※特定疾病　加齢との関係がある疾病で次の 16 疾病が指定されています。〕

①筋萎縮性側索硬化症
②後縦靱帯骨化症
③骨折を伴う骨粗しょう症
④多系統萎縮症
⑤初老期における認知症
⑥脊髄小脳変性症
⑦脊柱管狭窄症
⑧早老症
⑨糖尿病性腎症、糖尿病性網膜症、糖尿病性神経障害
⑩脳血管疾患
⑪パーキンソン病関連疾患
⑫閉塞性動脈硬化症
⑬関節リウマチ
⑭慢性閉塞性肺疾患
⑮両側の膝関節又は両側の股関節に著しい変形を伴う変形性関節症
⑯がん末期

サービス利用までの流れ

高槻市にお住まいの高齢者

介護や支援が必要な方

要介護等認定の申請

介護や支援が必要になったら要介護等認定の申請をします。

４０～６４歳の方は加齢にともなう特定疾病により介護が必要とされた方が介護サービスを利用できます。

手続きの方法は６ページへ

要介護等認定

認定調査を実施し、主治医意見書と併せて介護認定審査会において、総合的に審査判断を行います。

- 要介護５
- 要介護４
- 要介護３
- 要介護２
- 要介護１
- 要支援２
- 要支援１
- 非該当

今は支援を必要としないが生活機能の低下が心配な方

高齢者の総合相談窓口「地域包括支援センター」76ページ

事業対象者

要支援認定を持っている方で更新時に基本チェックリストを実施し基準に該当した方など

すべての高齢者

介護が必要な方

介護保険の介護サービスを利用できます

居宅介護支援事業所のケアマネジャーや入所施設のケアマネジャー等が利用者の状況に応じたケアプランを作成します。
できる限り住み慣れた地域で生活できるよう創設された、高槻市内の地域密着型サービスは、原則高槻市民の方がご利用になれます。

在宅サービスは24～28・32～33ページ
地域密着型サービスは29～31ページ
介護保険施設34～39ページ
※入所要件については34ページ

支援が必要な方

介護保険の介護予防サービスを利用できます

介護予防支援事業所（地域包括支援センター等）職員が利用者の状況に応じた介護予防ケアプランを作成します。利用者は介護予防ケアプランに基づいて介護予防サービスを利用します。
できる限り住み慣れた地域で生活できるよう創設された、高槻市内の地域密着型サービスは、原則高槻市民の方がご利用になれます。

在宅サービスは19～22・32～33ページ
地域密着型介護予防サービスは23ページ

サービス・活動事業を利用できます

地域包括支援センターの職員等が利用者の状況に応じたケアプランを作成します。
利用者はケアプランに基づいて介護予防・生活支援サービスを利用します。

訪問型サービス16ページ
通所型サービス17ページ

一般介護予防事業

●高槻市ますます元気大作戦！

すべての高齢者を対象とした介護予防の取り組みです。
今の生活機能を維持・向上するために、介護予防教室や出前講座などを開催しています。

44～47ページ

介護予防・日常生活支援総合事業

●サービスを利用するまでの手続き

介護保険のサービスを利用するためには、市に申請して「介護や支援が必要である」と認定されることが必要です。

申　請

本人または家族が、市の長寿介護課窓口（市役所本館1階）に申請します。
申請は、指定居宅介護支援事業者や地域包括支援センター、介護保険施設などに代行を依頼できます。

必要書類

- 要介護認定・要支援認定申請書
  （市や申請代行事業者の窓口に置いてあります。また、市ホームページから申請書をダウンロードできます。）
  ※申請書には個人番号（マイナンバー）、医療保険被保険者番号等の記載が必要です。
- 介護保険被保険者証
- 主治医意見書
  （あらかじめ主治医に意見書作成を依頼してください。主治医が高槻市・島本町以外の場合や大阪医科薬科大学病院の場合には市から依頼するため、申請時には必要ありません。その場合も受診時には本人又は家族より主治医に主治医意見書作成の声かけをしてください。）
- 健康保険被保険者証の写しまたは資格確認書の写し（第２号被保険者：40歳以上65歳未満の方のみ）

要介護認定・要支援認定申請書のダウンロード　005831 Q 検索
高槻市ホームページ（https://www.city.takatsuki.osaka.jp）にアクセスし、「ページ ID 検索」画面に「005831」を入力・検索していただくと申請書をダウンロードできます。

要介護等認定の調査

認定調査

市の職員や市から委託されたケアマネジャー（介護支援専門員）等がご自宅など日頃の状況を把握できる場所を訪問し、心身の状況について本人や家族から聞き取りや動作確認などの調査を行います。

調査項目　（基本調査の抜粋、全国共通）

- 麻痺等の有無
- 関節可動域の制限
- 寝返り
- 起き上がり
- 座位保持
- 両足での立位
- 歩行
- 立ち上がり
- 片足での立位
- 洗身
- つめ切り
- 視力
- 聴力
- 移乗
- 移動
- えん下
- 食事摂取
- 排尿
- 排便
- 口腔清潔
- 洗顔
- 整髪
- 衣服着脱
- 外出頻度
- 意思伝達
- 記憶、理解等
- 問題行動等
- 薬の内服
- 金銭の管理
- 日常の意思決定
- 集団への不適応
- 買い物
- 簡単な調理
- 特別な医療の有無

※上記の調査項目に盛り込めない事項などについては、認定調査員が特記事項として記入します。

要介護等認定の審査

審査・判定

認定調査の結果によるコンピュータ判定と、特記事項及び主治医の意見書をもとに、介護が必要かどうかの要介護等状態区分を、医療・保健・福祉の専門家で構成する介護認定審査会で審査し、判定します。

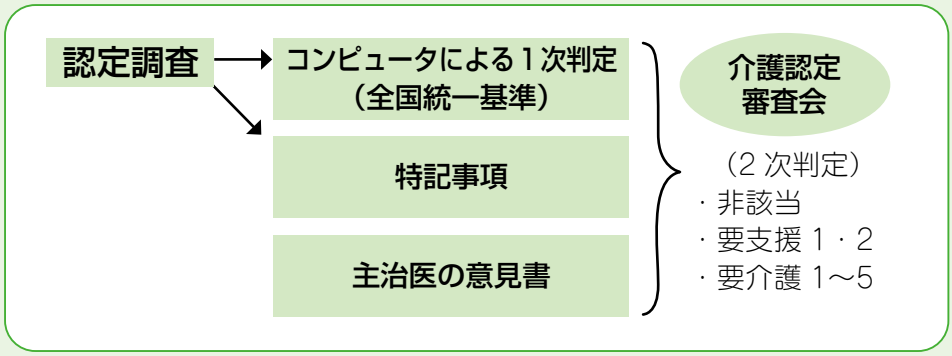

約１か月

要介護等認定の決定

認　定

判定結果に基づいて、次の区分により市が介護を必要とする度合い（要介護等状態区分）を決定・通知します。

要介護等状態区分

※下に示した状態はあくまでも目安です。要介護等認定は、介護の手間がかかることによる介護サービスの必要な程度を判定することが目的であるため、病気の重さと要介護度の度合いが一致しない場合があります。

非該当	下記の状態区分に該当しない人 （介護保険サービス以外の市が行う介護予防・福祉サービスを利用できます。P44 ～ 47、P54 以降をご覧ください）
要支援１	日常の身の回りのことはほとんどできるが、介護予防のための支援が必要
要支援２または要介護１	日常の身の回りのことに手助けや見守りなど支援や介護が必要（認知機能の低下または短期間で介護の手間が増えるおそれが高いと判定された場合には要介護１になります）
要介護２	身体状況あるいは認知機能の低下等による移動、食事、排泄、入浴等の日常生活に介護が必要 また、精神障がい・行動障がい等により日常生活に介護が必要
要介護３	
要介護４	
要介護５	

少（自立）

介護にかかる手間

多（寝たきり度重度）（認知症重度）

要介護等認定の通知

認定結果の通知

原則として申請から 30 日以内に、本人に通知します。

※市からは、認定結果通知書と被保険者証が届きます。

認定結果通知書	要介護等状態区分、認定の有効期間などが記載されています。
被保険者証	要介護等状態区分、認定年月日、認定の有効期間、支給限度額、介護予防（居宅介護）サービス計画作成事業所、介護認定審査会の意見などが記載されています。

○更新の認定申請など

①認定の有効期間は、新規申請、区分変更申請の場合は原則6か月、更新申請の場合は原則12か月です（状態等により期間を短縮・延長して定めることがあります）。引き続きサービスを利用する場合は、有効期間満了前に更新申請が必要です。（市では、有効期間満了前に更新申請の案内通知を行っています。）

②認定を受けてから心身の状態が変わった場合には、更新申請の時期を待たずに、要介護等状態区分の変更申請をすることができます。

③申請後、認定結果の通知を受ける前にサービスを利用する場合は、ケアマネジャーなどにご相談ください。

④認定結果に疑問などがある場合は、長寿介護課へご相談ください。また、大阪府介護保険審査会に審査請求をすることもできます。
（詳しくは長寿介護課へお問い合わせください。）

ケアプランを作成

在宅での介護予防サービス等を利用する場合（要支援１・２の方が対象）

本人や家族が、地域包括支援センターの職員などに、自立支援を目指した介護予防サービス計画（ケアプラン）の作成を依頼します。

お住まいの地域を担当する地域包括支援センター等、介護予防支援事業所がケアプランを作成しますので、認定結果が出た後に、市に届出書を提出します。ケアプラン作成費用は、全額保険給付となり自己負担はありません。

※計画は、自分で作成することもできます。
※サービス・活動事業（P.16）の計画は自己作成できません。

ケアプランを作成

居宅サービスを利用する場合（要介護1～5の方が対象）

本人や家族が、市に届出している居宅介護支援事業所（ケアプランセンター）のケアマネジャーに、自立支援を目指した居宅介護サービス計画（ケアプラン）の作成を依頼します。

どの居宅介護支援事業所に作成を依頼するかを、認定結果が出た後に、市に届出書を提出します。ケアプラン作成費用は、全額保険給付となり、自己負担はありません。

※計画は、自分で作成することもできます。

施設サービス（要介護1～5の方が対象）を希望する場合

ケアマネジャーに相談を行うなどして、直接施設へ入所申込みをします。（入所要件につきましてはP34をご覧下さい。）

※入所した施設で、施設介護サービス計画が作成されます。

介護サービス利用のとき（介護予防サービスは住所により担当の地域包括支援センターが決まります。）

ケアマネジャーを選ぶためのポイント

①ケアプランや各々のサービスの目的など、利用者の希望だけにとらわれず、身体の状態や家族・家庭環境をふまえた目標の設定について、わかりやすく説明してくれますか。
②ケアプランは、
・利用するサービスが、寝たきりの防止やリハビリなど自立した生活を目指すためのものですか。
・サービスの回数は、必要な回数ですか。
・介護保険サービス以外のサービスも、必要であれば計画されていますか。
③サービスが始まってから利用者宅を訪問して、様子を尋ねてくれますか。
④利用者の話を十分に聞いて一緒に問題を解決したり、サービスに問題があった時、また状態が変化した時、ケアプランの見直しを含めて相談に乗ってくれますか。
⑤ケアマネジャーと、ホームヘルパーなどのサービス事業者の言うことに食い違いはありませんか。
⑥家族(同居および別居)や、市役所、民生委員などに必要な連絡をするなど、こまめに動いてくれますか。

ケアマネジャーと契約をする時のポイント

①パンフレットや重要事項説明書を受け取っていますか。その中に、次のことが書かれていますか。
・事業所の名称、営業日、営業時間、電話番号
・ケアマネジャーの仕事の内容
・苦情相談する際の連絡先
・事故があった場合の対応方法や損害賠償
・事業所（ケアマネジャー）は必要であれば変更ができるということ
・事業所（ケアマネジャー）を変更する時の手続き方法など
・個人情報保護についての説明
・施設入所を希望した場合などの情報提供や紹介などの支援
②説明は親切でわかりやすいですか。

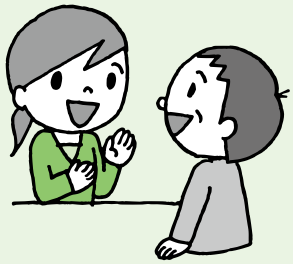

サービス提供事業者と契約

サービスを提供する事業者と契約

契約するときの注意

重要事項説明書の内容で、以下のことがわかりやすく説明されていますか。

サービス内容	利用者の状況にあったサービス内容や回数ですか。
契約期間	要介護等認定の有効期間に合わせた契約期間となっていますか。
利用者負担金	利用者負担金の額や交通費の要否などの内容が明記されていますか。
解約	利用者からの解約が認められる場合と、その手続きが明記されていますか。
損害賠償	サービス提供によって、損害賠償が生じた場合の賠償義務の取り決めが明記されていますか。
緊急時の対応	身体の調子が急に悪くなった時にどうすればよいか明記されていますか。
秘密保護	利用者および利用者の家族に関する秘密や個人情報が保護されるようになっていますか。

サービスを利用する

ケアプランに基づいて、サービス提供事業者からのサービスを利用します。原則として、サービス費用の１割、２割または３割が利用者負担となります。

サービスを提供する事業者には、さまざまなものがあります。市では、特定の事業者の紹介は行っていませんので、利用者自身が事業者を選ばなくてはなりません。ケアマネジャーに相談したり、直接施設を見学したりして情報を収集しましょう。

〈サービス事業者を選ぶポイント〉

①契約する事業の種類ごとに、ケアマネジャーが作成したケアプランに基づいた介護計画書が作成され、利用者にわかりやすく説明されていますか。サービスの内容が変われば、介護計画書も変わります。これは一種の契約書になるもので、利用者とともに作りあげていくものです。
②営業日・営業時間など、利用したい時に事業所があいていますか。
③介護計画書に沿ったサービスが提供されていますか。
④ケアマネジャーと連携の取れたサービス内容ですか。
⑤利用者に合った自立支援に向けたサービスが提供されていますか。
⑥利用料や支払い方法が、わかりやすく説明されていますか。（サービスの内容によって、交通費などが必要な場合もあります。具体的に説明を受けられましたか。）
⑦介護保険が使えるサービスと使えないサービスが、はっきりとわかるように説明されていますか。
⑧意見や苦情の相談窓口（担当）がはっきりしていますか。また、利用者の気持ちを受けとめ、素早く適切に対応してくれますか。

○介護サービス情報公表システム https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/
介護保険サービス事業者情報について閲覧することができます。

●介護保険に関する相談や苦情の窓口は

介護保険に関する相談や苦情の窓口は、次のとおりですので、気軽にご相談ください。

事業者の相談苦情窓口	サービス提供事業者には苦情相談窓口が設けられ、責任者がいますので気軽にご相談ください。また、ケアプランを作成したケアマネジャーにも相談できます。
市の介護保険担当窓口 地域包括支援センター	介護保険に関する疑問や悩み、苦情などは市の長寿介護課、福祉指導課や地域包括支援センターにご相談ください。 問合せ先　長寿介護課（要介護認定・保険給付について）（☎674-7167） 福祉指導課（サービス内容について）（☎674-7821） 地域包括支援センター（76～77ページをご覧ください）
介護サービス相談員	市では、利用者とサービス提供事業者との橋渡しを行うことで苦情の未然防止とサービスの質の確保を図ることを目的に、市内の入所施設・通所系サービス提供事業所を訪問して、利用者からの疑問や悩みなどの相談を受ける介護サービス相談員派遣等事業を実施しています。介護サービス相談員が事業所を訪問したとき、お気軽にご相談ください。
国保連合会相談窓口	介護サービス等に関して苦情がある場合は、大阪府国民健康保険団体連合会の介護サービス苦情処理委員に申し立てることができます。 ※申立書は、市福祉指導課・長寿介護課にもあります。 申立先 **大阪府国民健康保険団体連合会苦情相談係** 〒540-0028　大阪市中央区常盤町1-3-8　中央大通FNビル 大阪府国民健康保険団体連合会　介護保険室介護保険課内 苦情相談係宛（☎06-6949-5418）

●介護認定や保険料賦課に納得がいかないときは

要介護等認定や保険料の賦課決定など、市が行った行政処分に不服があり、市の担当課に相談しても解決できず、また納得できない場合は、大阪府が設置する大阪府介護保険審査会に審査請求ができます。

なお審査請求は、処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に行う必要があります。

審査請求先　**大阪府介護保険審査会**

〒540-8570　大阪市中央区大手前2丁目1番22号
大阪府福祉部高齢介護室　介護支援課内
大阪府介護保険審査会宛（☎06-6941-0351）（代表）

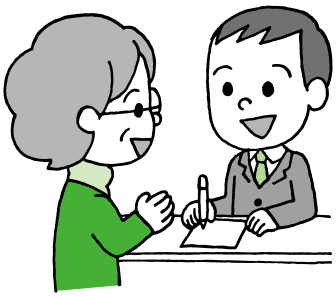

●サービスを利用するときの負担

ケアプランに基づいてサービスを利用するとき、サービス提供事業者に利用者負担として支払うのは、費用（保険給付の対象となる費用）の１割、２割または３割です。残りの金額が介護保険から給付されます。施設に入所した場合や日帰りで通うサービスなどを利用する場合は他に、食費・居住費などが自己負担となります。

利用者負担割合の判定基準

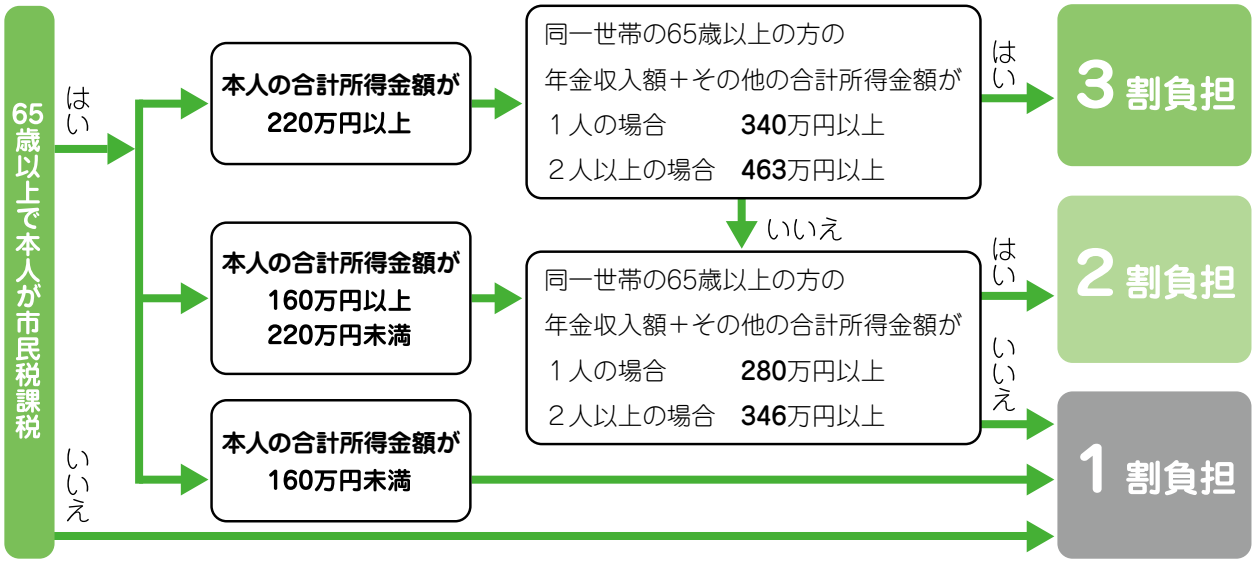

●40歳から64歳の方、生活保護を受給している方は１割負担です。

●要介護等認定を受けられる方全員に１割、２割または３割の利用者負担割合が記載された「介護保険負担割合証」が交付されます。「介護保険負担割合証」の適用期間は原則毎年８月１日から翌年７月31日までの１年間で、前年の所得金額等に基づき毎年決定されます。

●年金収入額には非課税年金（障がい年金・遺族年金等）は含まれません。

在宅でのサービス利用限度額

在宅で利用するサービスについては、要介護度に応じて利用できるサービスの上限額（１か月あたりの利用限度額）が決められています。

要介護等状態区分	居宅サービス（１か月あたり）			特定福祉用具購入費の支給限度基準額	住宅改修費の支給限度基準額
	利用限度単位	利用限度額	利用者負担額（１割負担の場合）		
	訪問介護 / 訪問入浴介護 / 訪問看護 / 訪問リハビリ / 通所介護 / 通所リハビリ / 福祉用具貸与 / 短期入所生活介護など				
要支援１	5,032単位	50,320円	5,032円	年間10万円（うち9割、8割または7割が給付されます）	原則20万円（うち9割、8割または7割が給付されます）
要支援２	10,531単位	105,310円	10,531円		
要介護１	16,765単位	167,650円	16,765円		
要介護２	19,705単位	197,050円	19,705円		
要介護３	27,048単位	270,480円	27,048円		
要介護４	30,938単位	309,380円	30,938円		
要介護５	36,217単位	362,170円	36,217円		

※表中の金額は１単位 10 円のサービスを受ける場合。受けるサービスの地域区分単価によって限度額は変わります。

※表中の「利用者負担額」は利用者負担割合が１割の方の場合。利用者負担割合が２割または３割の方は利用限度額に２割または３割を乗じた金額です。

上限を超えてサービスを利用した場合

在宅サービスについて、利用限度額を超えてサービスを利用した場合は、超えた分の全て（10 割）が利用者の負担となります。

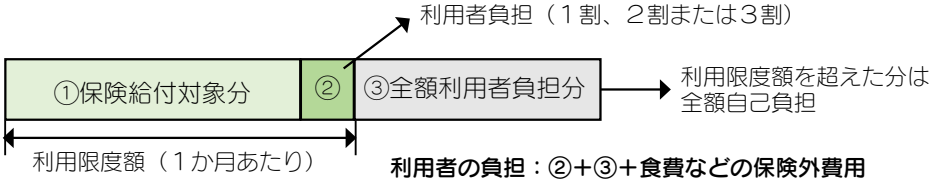

短期入所サービス（ショートステイ）を利用するときの注意

連続利用日数は30日までです。連続して30日を超えない利用であっても、認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにしなければなりません。

利用者負担に対する軽減

高額介護サービス費

同じ月に利用したサービスの利用者負担の合計額（同じ世帯内に複数のサービス利用者がいる場合にはその利用者負担の合計額）が、下表の所得等に応じた負担上限額を超えたときは、超えた分が「高額介護サービス費」として支給されます。（特定福祉用具購入費、住宅改修費、食費、居住費（滞在費）、日用品費、在宅での１か月あたりの利用限度額を超えたサービス利用実費分は対象となりません。）

高額介護サービス費の支給対象となるときは、後日、市より案内通知と申請書をお送りしますので、記入・押印の上、市に提出してください。

大阪府内の介護保険施設（特別養護老人ホーム（地域密着型含む）・介護老人保健施設・介護医療院）に入所される方は、高額介護サービス費の受け取りを施設に委任することにより、負担上限額のみを施設に支払う「高額介護サービス費受領委任払」制度を利用できます。

利用者負担区分		1か月の負担上限額
課税所得690万円（年収約1,160万円）以上の65歳以上の方がいる世帯の方		140,100円（世帯）
課税所得380万円（年収約770万円）以上課税所得690万円（年収約1,160万円）未満の65歳以上の方がいる世帯の方		93,000円（世帯）
上記以外の市民税課税世帯の方		44,400円（世帯）
世帯全員が市民税非課税の方	年金収入額＋その他の合計所得金額が82.65万円を超える方	24,600円（世帯）
	・年金収入額＋その他の合計所得金額が82.65万円以下の方 ・老齢福祉年金受給者の方	15,000円（個人） 24,600円（世帯）
生活保護の受給者の方		15,000円

※年金収入額には、非課税年金（障がい年金・遺族年金等）は含まれません。

高額医療・高額介護合算制度

各医療保険（国民健康保険、被用者保険、後期高齢者医療制度）における同一世帯内で、医療及び介護の両制度における１年間の自己負担額の合計額が著しく高額となり、下表の所得区分に応じた上限額を超えたときは、超えた額が「高額介護合算療養費」、「高額医療合算介護サービス費」として支給されます（500円未満の場合は支給されません）。

70歳未満の方

所得区分	基礎控除後の所得（※1）	限度額
ア	901万円を超える	212万円
イ	600万円超901万円以下	141万円
ウ	210万円超600万円以下	67万円
エ	210万円以下	60万円
オ	世帯全員が市民税非課税	34万円

70歳以上の方

所得区分	課税所得	限度額
現役並み所得者	690万円以上	212万円
	380万円以上690万円未満	141万円
	145万円以上380万円未満	67万円
一般	145万円未満	56万円
低所得者Ⅱ	世帯全員が市民税非課税	31万円
低所得者Ⅰ※2	世帯全員が市民税非課税で必要経費･控除（年金控除は80万円で計算）を引くと収入が0円になる方	19万円

※１　基礎控除額は43万円です。
※２　低所得者Ⅰで同世帯に介護保険の利用者が複数いる場合は、介護保険からの支給額は上限額を31万円として再計算を行います。

●計算期間　毎年8 月1 日から翌年7 月31 日までの1 年間

●申請手続と支給

①後期高齢者医療制度、国民健康保険に加入し支給対象となる方（②に該当する場合を除く）に、翌年３月頃にお知らせと申請書が送付されます。記入・押印して医療保険の窓口に提出してください。

②被用者保険に加入の方、計算期間の1年間で加入する医療保険と介護保険に変更があった方にはお知らせができません。市の介護保険担当窓口で「自己負担額証明書」の交付を受け、医療保険の担当窓口に「自己負担額証明書」を添えて申請してください。

③支給は医療保険と介護保険双方から支給されます。 医療分は「高額介護合算療養費」として、介護分は「高額医療合算介護サービス費」として、それぞれの負担割合に応じ支給されます。

社会福祉法人等による利用者負担軽減制度

社会福祉法人等が提供する介護保険サービスを利用する際に、利用者負担額などが軽減される制度です。軽減を受けるためには、利用する社会福祉法人等が軽減措置を実施している必要があります。実施の有無についてはサービス提供事業者にお問い合わせください。軽減の対象となる方は市に申請の上、「社会福祉法人等利用者負担軽減確認証」の交付を受け、サービス提供事業者に提示することによって利用者負担額などが軽減されます。

●対象者　**軽減対象者Ⅰ**：市町村民税世帯非課税者で次のすべてに該当し、市が生計困難と認めた方
①年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下
②預貯金等の金額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下
③世帯がその居住用の土地及び家屋、その他日常生活に必要な資産以外に活用できる資産がないこと
④負担能力のある親族等に扶養されていないこと
⑤介護保険料を滞納していないこと
軽減対象者Ⅱ：生活保護受給者で、施設入所や短期入所時、個室を利用される場合

※その他、災害や収入の著しい減少による利用者負担軽減制度もあります。（詳細はホームページをご覧ください。ページ ID 005690）

食費・居住費の負担軽減制度

介護保険施設（特別養護老人ホーム（地域密着型含む）・介護老人保健施設・介護医療院）に入所及び短期入所（ショートステイ）を利用する場合、食費と居住費（滞在費）は施設との契約によって決まりますが、下の条件に該当する方は、所得に応じた負担限度額までを自己負担とし、基準費用額との差額分は介護保険からの給付を受けることができます。対象となる方は、必ず申請書に必要書類を添付して市に申請してください。「負担限度額認定証」の交付を受け、ご利用になるサービス提供事業者に提示することによって下表のとおり利用料が軽減されます。グループホーム、有料老人ホームなどは対象となりません。

●負担限度額認定の要件

1　本人が市民税非課税世帯に属しているかつ配偶者が市民税非課税であること
　※世帯が違っていても配偶者が市民税を課税されている場合は、軽減の対象にはなりません。

2　本人及び配偶者の所有する現金、預貯金等の資産合計が、下表利用者負担段階に応じた金額以下であること

●負担限度額（１日あたりの利用料）

対象者		所得の状況※2	預貯金等の資産※3の状況	食費	居住費（滞在費）の部屋別料金			
					ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室
基準費用額※1				1,545円	2,066円	1,728円	1,728円 (1,231円)※4	437円 (915円)※4
利用者負担段階	1	生活保護受給者の方等 市民税非課税世帯で老齢福祉年金受給者の方	単身：1,000万円以下 夫婦：2,000万円以下	300円	880円	550円	550円 (380円)※4	0円
	2	市民税非課税世帯で年金収入額※6＋その他の合計所得金額が82.65万円以下の方	単身：650万円以下 夫婦：1,650万円以下	390円 【600円】※5	880円	550円	550円 (480円)※4	430円
	3-①	市民税非課税世帯で年金収入額※6＋その他の合計所得金額が82.65万円超 120 万円以下の方	単身：550万円以下 夫婦：1,550万円以下	680円 【1,030円】※5	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)※4	430円
	3-②	市民税非課税世帯で年金収入額※6＋その他の合計所得金額が 120 万円超の方	単身：500万円以下 夫婦：1,500万円以下	1,420円 【1,360円】※5	1,470円	1,470円	1,470円 (980円)※4	530円

※１　基準費用額とは、国が定める標準的な金額のことです。
※２　住民票上世帯が異なる（世帯分離）をしている配偶者（婚姻届出をしていない事実婚も含む。DV 防止法における配偶者からの暴力を受けた場合や行方不明等の場合は対象外）の所得も判断材料とします。
※３　預貯金等に含まれるものは、資産性があり、換金性が高く、価格評価が容易なもの。
※４　（　）内の金額は、介護老人福祉施設に入所した場合、または短期入所生活介護を利用した場合の額です。
※５【　】内の金額は、短期入所生活介護または短期入所療養介護を利用した場合の額です。
※６　年金収入額には、非課税年金を含みます。非課税年金とは、日本年金機構または共済組合等から支払われる遺族年金・障がい年金を指し、年金保険者から通知される振込通知書等に「遺族」「障害」が印字された年金のほか、「寡婦」「かん夫」「母子」「準母子」「遺児」と印字された年金も遺族年金として判定の対象となります。弔慰金・給付金・恩給などは、判定の対象となりません。

申請時に預貯金等の資産や、配偶者の有無、配偶者の課税状況等の申告が必要となります。不正受給が判明した場合は、軽減額の返還に加えて最大で２倍の加算金を徴収することがあります。

課税世帯の食費・居住費の特例減額措置

上の制度に該当しない場合でも、世帯員が施設に入所し食費・居住費を負担した場合に、世帯員が生計困難に陥らないよう、以下の条件をすべて満たす場合に入所者の食費･居住費が軽減される特例措置があります。詳しくはお問合せください。

1．所属する世帯の構成員の数が2人以上（配偶者が同一世帯に属していないときはその配偶者も数に含む）
2．介護保険施設（特別養護老人ホーム（地域密着型含む）・介護老人保健施設・介護医療院）に入所し、負担限度額認定非該当で食費・居住費を負担している
3．全ての世帯員及び配偶者について、公的年金等の収入金額と年金以外の合計所得金額（長期譲渡所得又は短期譲渡所得の特別控除の適用がある場合には、控除すべき金額を控除して得た額）の合計額から、利用者負担、食費及び居住費の年間見込みの合計額を除いた額が82.65万円以下である
4．全ての世帯員及び配偶者について、現金、預貯金等の合計額が450万円以下である
5．全ての世帯員及び配偶者について、その居住の用に供する家屋その他日常生活のために必要な資産以外に利用しうる資産を有していない
6．全ての世帯員及び配偶者について、介護保険料を滞納していない

サービス・活動事業

サービス・活動事業は、要介護等認定結果が要支援１、要支援２と認定された方、または事業対象者の方がご利用になれます。

利用者負担について

（１）介護予防訪問サービス・介護予防通所サービス・短時間通所サービスの利用者負担割合については「介護保険負担割合証」に記載された割合に基づき費用を負担していただきます。
「介護保険負担割合証」についてはP.12の「サービスを利用するときの負担」をご覧ください。

（２）生活援助訪問サービスは「介護保険負担割合証」に記載された割合別の、１回あたり定額制です。

●介護予防訪問サービスと生活援助訪問サービスは、原則併用できません。
●介護予防通所サービスと短時間通所サービスの併用はできません。
●障がい福祉サービス事業者が指定を受けて実施する共生型訪問サービス・共生型通所サービスもあります。

サービスの種類		サービス内容
訪問型サービス（居宅への訪問で受けるサービス）	**介護予防訪問サービス** 費用の目安は所定単位×10.84円	

●訪問介護員（ホームヘルパー）が家庭を訪問します。自力で困難な行為（掃除、買物、調理など）を同居家族の支えや他の代替サービスで利用できない場合に、ご本人ができることはご本人が行えるよう配慮しつつ、サービスを提供します。

要支援状態等	利用頻度	所定単位（1月につき）	費用の目安	利用者負担額（1割負担の場合）
事業対象者 要支援1 要支援2	週１回程度	1,176単位	12,747円	1,275円
	週２回程度	2,349単位	25,463円	2,547円
要支援2	週2回を超える程度	3,727単位	40,400円	4,040円

※ケアプランに基づき、原則月単位での定額利用となります。
＜次のようなサービスは対象外です＞
●本人以外の部屋の掃除などの家事
●庭の草むしりや大掃除など、日常的でないもの

生活援助訪問サービス
費用の目安は所定単位×10.84円

●自立した生活を送るため、日常の簡単な手助けをしてもらいます。市の研修を修了した方等に自宅に訪問してもらい、買物や掃除等の生活の支援を受けるサービスを提供します（身体介護（食事や入浴、排泄の介助）は提供しません）。

要支援状態等	利用頻度（1回45分程度）	所定単位（1回につき）	費用の目安	利用者負担額（１回につき）（1割負担の場合）
事業対象者 要支援1 要支援2	週２回（月10回）まで	132単位	1,430円	200円

＜次のようなサービスは対象外です＞
●本人以外の部屋の掃除などの家事
●庭の草むしりや大掃除など、日常的でないもの

費用の目安については、加算の算定等により変動する場合があります。

サービスの種類		サービス内容
通所型サービス（日帰りで施設に通うサービス）	**介護予防通所サービス** 費用の目安は所定単位×10.54円	●デイサービスセンターなどに日帰りで通い、食事・入浴・日常生活上の世話と機能訓練などを受けます。

要支援状態等	利用頻度	所定単位（1月につき）	費用の目安	利用者負担額（1割負担の場合）
事業対象者 要支援1		1,798単位	18,950円	1,895円
要支援2	週1回程度	1,798単位	18,950円	1,895円
	週1回を超える程度	3,621単位	38,165円	3,817円

※ケアプランに基づき、原則月単位での定額利用となります。
※送迎や入浴にかかる費用は、上記の所定単位に包括されています。
※利用者負担として他に、食事やその他実費などがあります。

短時間通所サービス
費用の目安は所定単位×10.54円

●通所施設で体操やレクリエーション等を通じ、生活機能の維持・改善を目指すサービスが日帰りで受けられます（食事・入浴のサービスの提供はしません）。

要支援状態等	利用頻度	所定単位（1回につき）	費用の目安	利用者負担額（1割負担の場合）
事業対象者 要支援1	週1回（月5回）まで	送迎あり 288単位 送迎なし 241単位	送迎あり 3,035円 送迎なし 2,540円	送迎あり 304円 送迎なし 254円
要支援2	週2回（月10回）まで			

※利用者負担として他に、その他実費などがあります。

ケアプランの作成	**介護予防ケアマネジメント** 費用の目安は所定単位×10.84円	●地域包括支援センターまたは委託されたケアプランセンターが利用者の状況に応じたケアプランの作成や、サービス提供事業者との連絡調整、サービス利用の状況が介護予防につながっているかの評価を行います。利用者負担はありません。

所定単位（1月につき）	費用の目安	利用者負担額
442単位	4,791円	0円

費用の目安については、加算の算定等により変動する場合があります。

事業対象者とは

●要支援者に相当する状態等で、25項目の基本チェックリストの基準に該当した方です。

（原則、要支援認定を受けていて、認定有効期間満了後に、訪問型サービス・通所型サービスのみの利用を必要とする方が基本チェックリスト実施の対象者です。
※サービスの利用回数によっては要介護認定申請が必要な場合があります。）

●利用できるサービスは訪問型サービス・通所型サービス・介護予防ケアマネジメントです。介護予防サービス（訪問看護・福祉用具貸与など）を利用する場合は要介護認定申請が必要です。
●要支援認定の有効期間内において事業対象者になることはできません。
●事業対象者は有効期間がないため更新手続きは不要です。
●40歳～64歳（第２号被保険者）の方は事業対象者になることはできません。

事業対象者の手続き方法（サービス・活動事業を利用するまでの流れ）

基本チェックリストの実施
要支援の認定有効期間満了の60日前から手続きできます。
基本チェックリストの用紙は地域包括支援センターや市窓口などにあります。

↓

手続き
原則、お住まいの地域を担当する地域包括支援センターなどにケアプランの作成を依頼し、市に届出をします。必要書類は基本チェックリスト･介護保険被保険者証･介護予防ケアマネジメント依頼届出書です。
手続きについては地域包括支援センターなどが支援します。

↓

ケアプランを作成
原則、お住まいの地域を担当する地域包括支援センターが自立支援を目指したサービス計画（ケアプラン）を作成します。

↓

サービスの利用
サービス・活動事業を利用します。

利用者負担に対する軽減

●高額介護予防サービス費相当事業

高額介護サービス費（P.13）の調整後に、同じ月に利用したサービスの利用者負担の合計額（同じ世帯内に複数のサービス利用者がいる場合にはその利用者負担の合計額）が負担上限額を超えたときは、申請により「高額介護予防サービス費相当事業」として超えた分が支給されます。負担上限額や申請方法等は、高額介護サービス費（P.13)と同様です。

●高額医療合算介護予防サービス費相当事業

高額医療合算介護サービス費（P.14）の調整後に、各医療保険（国民健康保険・被用者保険・後期高齢者医療制度）における同一世帯内で、医療及び介護の両制度における１年間の自己負担額の合計額が著しく高額となり、負担上限を超えたときは、申請により「高額医療合算介護予防サービス費相当事業」として超えた分が支給されます。負担上限額や申請方法等は高額医療合算介護サービス費（P.14）と同様です。

●社会福祉法人等による利用者負担軽減制度

社会福祉法人等が提供する介護予防訪問サービス・介護予防通所サービスを利用した際に利用者負担が軽減される制度です。詳細はP.14の「社会福祉法人等による利用者負担軽減制度」をご覧ください。

※生活援助訪問サービス・短時間通所サービス・共生型訪問サービス・共生型通所サービスは対象外です。

介護予防サービス：在宅サービス

介護予防サービスは、要介護等認定結果が要支援１、要支援２と認定された方がご利用になれます。

利用者負担について（19～31ページ共通）

（１）所得が一定以上ある65歳以上の方の利用者負担割合は２割または３割ですが（12ページ参照）、このサービスガイドに記載する利用者負担は１割負担の場合です。利用者負担が２割または３割の場合は、費用の目安に２割または３割を乗じた金額を参考にしてください。

（２）費用の目安は高槻市の地域区分単価（介護報酬単価の４級地）で算出しています。

交通事故にあったとき

交通事故や傷害事件等、第三者の行為が原因で要介護状態となったり、要介護度が重度化してより介護サービスが必要となった被害者の方が介護保険を利用する場合、その費用は加害者が負担するのが原則です。介護保険サービスを利用する場合は「第三者行為による傷病届」等の届出を市に行ってください。介護サービスの費用（９割、８割または７割）は市が立て替えて負担し、市が加害者側に請求を行います。

サービスの種類	サービス内容

居宅への訪問で受けるサービス

介護予防訪問入浴介護

費用の目安は所定単位×10.84円

●入浴設備や簡易浴槽を積んだ移動入浴車が家庭を訪問し、入浴の介助を行います。

所定単位（1回につき）	費用の目安	利用者負担額（１割負担の場合）
856 単位	9,279円	928円

※例えば自宅に浴室がなく、感染症などの理由で他の施設などでの入浴が困難だと認められる場合に、利用することが適当であるとされています。

介護予防訪問看護

費用の目安は所定単位×10.84円

●主治医の指示で、保健師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士などが家庭を訪問し、医学的な管理指導や療養上の世話を行います。

内容	所要時間	所定単位（1回につき）	費用の目安	利用者負担額（1割負担の場合）
訪問看護ステーションからの訪問看護	20分未満（※注1）	303単位	3,284円	329円
	30分未満	451単位	4,888円	489円
	30分以上１時間未満	794単位	8,606円	861円
	1時間以上1時間30分未満	1,090単位	11,815円	1,182円
	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士（20分以上）	284単位	3,078円	308円
病院または診療所からの訪問看護	20分未満（※注1）	256単位	2,775円	278円
	30分未満	382単位	4,140円	414円
	30分以上１時間未満	553単位	5,994円	600円
	1時間以上1時間30分未満	814単位	8,823円	883円

（※注１）事業者が利用者からの連絡に応じて訪問看護を24時間行える体制であり、20分以上の訪問看護を週1回以上行った場合。

※早朝（午前6時～8時）、夜間（午後6時～10時）は25％加算、深夜（午後10時～翌朝午前6時）は50％加算されます。

費用の目安については、加算の算定等により変動する場合があります。

サービスの種類	サービス内容
居宅への訪問で受けるサービス	

介護予防訪問リハビリテーション

費用の目安は
所定単位
×
10.66円

●通院が困難な場合、医師の指示に基づき、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士などが家庭を訪問し、生活行為の向上を図るための指導訓練を行います。

所定単位（1回につき）	費用の目安	利用者負担額（1割負担の場合）
298単位	3,176円	318円

介護予防居宅療養管理指導

費用の目安は
所定単位
×
10円

●通院が困難な場合、医師、歯科医師、歯科衛生士、管理栄養士、薬剤師が家庭を訪問し、療養上の管理や指導を行います。

内容		所定単位（1回につき）	費用の目安	利用者負担額（1割負担の場合）
医師が行う場合（月2回を限度）	在医総管（※）算定及び特定施設医総管（※）算定無	515単位	5,150円	515円
	在医総管算定又は特定施設医総管算定有	299単位	2,990円	299円
歯科医師が行う場合（月2回を限度）		517単位	5,170円	517円
歯科衛生士が行う場合（月4回を限度）		362単位	3,620円	362円
管理栄養士が行う場合（月2回を限度）		545単位	5,450円	545円
医療機関の薬剤師が行う場合（月2回を限度）		566単位	5,660円	566円
薬局の薬剤師が行う場合（月4回を限度）（ただし、がん末期・中心静脈栄養患者の場合は週2回かつ月8回を限度）		518単位	5,180円	518円

（※）在医総管とは在宅時に、特定施設医総管とは特定施設入居時に、在宅療養の推進を図るため主治医が月2回以上在宅患者訪問診療を行う場合に算定する在宅時医学総合管理料のことで、医療保険の対象です。

費用の目安については、加算の算定等により変動する場合があります。

サービスの種類		サービス内容
日帰りで施設に通うサービス	**介護予防通所リハビリテーション（デイケア）** 費用の目安は所定単位×10.66円	●介護老人保健施設や病院などに日帰りで通い、医学的な管理の下で食事･入浴･日常生活上の世話と機能訓練やリハビリなどを受けます。原則として月額単位での利用、定額支払となります。

要支援状態	所定単位（1 月につき）	費用の目安	利用者負担額（1割負担の場合）
要支援 1	2,268単位	24,176円	2,418円
要支援 2	4,228単位	45,070円	4,507円

※送迎や入浴にかかる費用は上記の所定単位に包括されています。
※介護保険外の利用者負担として他に、食費やその他実費などがあります。

サービスの種類		サービス内容
施設に短期間入所するサービス	**介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）** 費用の目安は所定単位×10.66円	●家族の病気や家庭の事情などで、特別養護老人ホームなどに短期間入所し、食事･入浴･排泄などの日常生活上の世話や機能訓練を受けます。 **《特別養護老人ホームに併設されている場合の利用料》**

内　　容	要支援状態	所定単位（1日につき）	費用の目安	利用者負担額（1割負担の場合）
多床室（相部屋）	要支援1	451単位	4,807円	481円
ユニット型個室		529単位	5,639円	564円
多床室（相部屋）	要支援2	561単位	5,980円	598円
ユニット型個室		656単位	6,992円	700円

※介護保険外の利用者負担として他に、食費や滞在費などがあります。食費・滞在費の軽減については 15 ページをご覧ください。
※単独型施設もあります。

費用の目安については、加算の算定等により変動する場合があります。

サービスの種類	サービス内容

施設に短期間入所するサービス

介護予防短期入所療養介護（ショートステイ）

費用の目安は所定単位×10.54円

●家族の病気や家庭の事情などで、病院・介護老人保健施設などに短期間入所し、医学的管理の下で食事・入浴・排泄などの日常生活上の世話、機能訓練やリハビリなどを受けます。

《介護老人保健施設（従来型）に併設されている場合の利用料》

内　　容	要支援状態	所定単位（1日につき）	費用の目安	利用者負担額（1割負担の場合）
多床室（相部屋）	要支援1	613単位	6,461円	647円
ユニット型個室		624単位	6,576円	658円
多床室（相部屋）	要支援2	774単位	8,157円	816円
ユニット型個室		789単位	8,316円	832円

※介護保険外の利用者の負担として他に、食費や滞在費などがあります。食費・滞在費の軽減については15ページをご覧ください。

入居するサービス

介護予防特定施設入居者生活介護

費用の目安は所定単位×10.54円

●有料老人ホーム、軽費老人ホーム（ケアハウス）、養護老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等で特定施設の指定を受けた場合、入居者は必要な介護サービスを介護保険で受けます。

内　　容	要支援状態	所定単位（1日につき）	費用の目安	利用者負担額（1割負担の場合）
施設内で介護サービスが提供される場合	要支援1	183単位	1,928円	193円
	要支援2	313単位	3,299円	330円
外部から介護サービスが提供される場合	共　　通	57単位	600円	60円

※介護保険外の利用者負担として他に、入居にあたっての一時金、室料、光熱水費、食費、日常生活費などが必要です。

●外部サービス利用型特定施設の指定を受けた施設の場合、サービス計画の作成、生活相談、安否確認などは当該施設から、介護保険サービスは当該施設が契約した指定サービス提供事業者から受けます。（市内２ヶ所の養護老人ホームが指定を受けています。）

外部サービスの限度額単位（1月あたり）	
要支援状態	限度額単位
要支援1	5,032単位
要支援2	10,531単位

ケアプランの作成

介護予防支援

費用の目安は所定単位×10.84円

●介護予防支援事業所（地域包括支援センター等）または委託されたケアプランセンターが利用者の状況に応じたケアプランの作成や、サービス提供事業者との連絡調整、サービス利用の状況が介護予防につながっているかの評価を行います。利用者負担はありません。

所定単位（1月につき）	費用の目安	利用者負担額
(ⅰ) 442単位 ※地域包括支援センターのみ (ⅱ) 472単位 ※指定居宅介護支援事業者のみ	(ⅰ) 4,791円 (ⅱ) 5,116円	0円

費用の目安については、加算の算定等により変動する場合があります。

介護予防サービス：地域密着型介護予防サービス

地域密着型介護予防サービスは、原則として、市内の事業所については、要支援１・２と認定された高槻市民のみがご利用になれます。

小規模多機能型サービス

介護予防 小規模多機能型 居宅介護

費用の目安は 所定単位 × 10.66円

●事業所への「通い」を中心に、利用者の様態や希望に応じて随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせて提供されるサービスで、地域での生活の継続を図ります。

《同一建物居住者以外の登録者に対して行う場合》

要支援状態	所定単位（1月につき）	費用の目安	利用者負担額（1割負担の場合）
要支援1	3,450単位	36,777円	3,678円
要支援2	6,972単位	74,321円	7,433円

※原則として月額単位での利用となり、事業所でケアプランを作成します。
※介護保険外の利用者負担として他に、食費・宿泊費などがあります。
※短期利用もあります。

日帰りで施設に通うサービス

介護予防 認知症対応型 通所介護

費用の目安は 所定単位 × 10.66円

●認知症の方がデイサービスセンターなどに日帰りで通い、介護予防を目的として食事･入浴･日常生活上の世話と機能訓練などを受けます。

《単独型：デイサービスセンターが単独で設置されている場合》

所要時間	要支援状態	所定単位（1日につき）	費用の目安	利用者負担額（1割負担の場合）
4時間以上5時間未満	要支援1	497単位	5,298円	530円
	要支援2	551単位	5,873円	588円
5時間以上6時間未満	要支援１	741単位	7,899円	790円
	要支援2	828単位	8,826円	883円
6時間以上7時間未満	要支援１	760単位	8,101円	811円
	要支援2	851単位	9,071円	908円

※送迎にかかる費用は所定単位に包括されています。
※介護保険外の利用者負担として他に、食費やその他実費などがあります。

入居するサービス

介護予防 認知症対応型 共同生活介護（グループホーム）

費用の目安は 所定単位 × 10.54円

●認知症の状態にある方が、小規模かつ家庭的な環境の中で共同生活を営む住居で、食事･入浴･排泄などの日常生活の支援を受けます。（要支援２の方のみ対象）

事業所形態	所定単位（1日につき）	費用の目安	利用者負担額（1割負担の場合）
1つの共同生活住居（ユニット）	761単位	8,020円	802円
2つ以上の共同生活住居（ユニット）	749単位	7,894円	790円

※介護保険外の利用者負担として他に、入居にあたっての一時金、室料、光熱水費、食費、日常生活費などが必要です。
※短期利用（ショートステイ）もあります。

費用の目安については、加算の算定等により変動する場合があります。

介護サービス：在宅サービス

介護サービスは、要介護等認定結果が要介護１～５と認定された方がご利用になれます。

サービスの種類	サービス内容
居宅への訪問で受けるサービス **訪問介護** **（ホームヘルプサービス）** 費用の目安は所定単位×10.84円	●訪問介護員（ホームヘルパー）が家庭を訪問し、サービスを提供します。

たとえばこんなとき

●入浴やトイレに行くのを手伝ってほしい
●衣服の着脱をしてほしい
●食事の世話をしてほしい

＜身体介護＞

食事の介助
入浴、排泄の世話、
衣類の着脱やシーツの交換、
通院の付き添い　など

生活動作ができず、介助を必要とする場合に、世帯や家族の状況にかかわらず利用できます。

＜生活援助＞

住居の掃除、洗濯、買い物、
食事の準備、調理　など

ひとり暮らしの人や、同居家族が家事などを行うことが困難な場合に利用できます。

名　　称	所要時間	所定単位	費用の目安	利用者負担額（1割負担の場合）
身体介護	20分未満	163単位	1,766円	177円
	20分以上30分未満	244単位	2,644円	265円
	30分以上1時間未満	387単位	4,195円	420円
	1時間以上	567単位（30分を増すごとに82単位加算）	6,146円（30分を増すごとに910円加算）	615円（30分を増すごとに91円加算）
身体介護（20分以上）に引き続き生活援助を行う場合	20分以上45分未満	65単位（25分を増すごとに65単位加算）（195単位を限度）	704円（25分を増すごとに704円加算）	71円（25分を増すごとに71円加算）
生活援助	20分以上45分未満	179単位	1,940円	194円
	45分以上	220単位	2,384円	239円
通院等のための乗車又は降車の介助		1回につき97単位	1,051円	106円

※早朝（午前６時～８時）、夜間（午後６時～10時）は上記費用に25％、深夜（午後10時～翌朝午前６時）は、上記費用に50％加算されます。

●本人以外の部屋の掃除　●庭の草むしり　●大掃除　などは介護保険対象外です。

費用の目安については、加算の算定等により変動する場合があります。

サービスの種類	サービス内容
居宅への訪問で受けるサービス	

訪問入浴介護

費用の目安は所定単位×10.84円

●入浴設備や簡易浴槽を積んだ移動入浴車などが家庭を訪問し、入浴の介助を行います。

所定単位（1回につき）	費用の目安	利用者負担額（1割負担の場合）
1,266 単位	13,723円	1,373円

訪問看護

費用の目安は所定単位×10.84円

●主治医の指示で、保健師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士などが家庭を訪問し、医学的な管理指導や療養上の世話を行います。

内容	所要時間	所定単位（1回につき）	費用の目安	利用者負担額（1割負担の場合）
訪問看護ステーションからの訪問看護	20分未満（※注1）	314単位	3,403円	341円
	30分未満	471単位	5,105円	511円
	30分以上１時間未満	823単位	8,921円	893円
	1時間以上1時間30分未満	1,128単位	12,227円	1,223円
	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士（20分以上）	294単位	3,186円	319円
病院または診療所からの訪問看護	20分未満（※注1）	266単位	2,883円	289円
	30分未満	399単位	4,325円	433円
	30分以上１時間未満	574単位	6,222円	623円
	1時間以上1時間30分未満	844単位	9,148円	915円

（※注１）事業者が利用者からの連絡に応じて訪問看護を24時間行える体制であり、20分以上の訪問看護を週1回以上行った場合。

※早朝（午前6時～8時）、夜間（午後6時～10時）は25%加算、深夜（午後10時～翌朝午前6時）は50%加算されます。

訪問リハビリテーション

費用の目安は所定単位×10.66円

●通院が困難な場合、医師の指示に基づき、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士などが家庭を訪問し、生活行為の向上を図るための指導訓練を行います。

所定単位（1回につき）	費用の目安	利用者負担額（1割負担の場合）
308 単位	3,283円	329円

費用の目安については、加算の算定等により変動する場合があります。

サービスの種類	サービス内容

居宅への訪問で受けるサービス

居宅療養管理指導

費用の目安は
所定単位
×
10円

●通院が困難な場合、医師、歯科医師、歯科衛生士、管理栄養士、薬剤師が家庭を訪問し、療養上の管理や指導を行います。

《単一建物居住者１人に対して行う場合》

内容		所定単位（1回につき）	費用の目安	利用者負担額（1割負担の場合）
医師が行う場合（月２回を限度）	在医総管（※）算定及び特定施設医総管（※）算定無	515単位	5,150円	515円
	在医総管算定又は特定施設医総管算定有	299単位	2,990円	299円
歯科医師が行う場合（月２回を限度）		517単位	5,170円	517円
歯科衛生士が行う場合（月４回を限度）		362単位	3,620円	362円
管理栄養士が行う場合（月２回を限度）		545単位	5,450円	545円
医療機関の薬剤師が行う場合（月２回を限度）		566単位	5,660円	566円
薬局の薬剤師が行う場合（月４回を限度）（ただし、がん末期・中心静脈栄養患者の場合は週２回かつ月８回を限度）		518単位	5,180円	518円

※在医総管とは在宅時に、特定施設医総管とは特定施設入居時に、在宅療養の推進を図るため主治医が月２回以上在宅患者訪問診療を行う場合に算定する在宅時医学総合管理料のことで、医療保険の対象です。

日帰りで施設に通うサービス

通所介護（デイサービス）

費用の目安は
所定単位
×
10.54円

●デイサービスセンターなどに日帰りで通い、介護を目的として食事・入浴・日常生活上の世話と機能訓練などを受けます。

《通常規模型：前年度1月当たりの平均利用延人数が300人を超える事業所の場合》

内容	要介護状態	所定単位（1日につき）	費用の目安	利用者負担額（1割負担の場合）
8時間以上9時間未満の利用の場合	要介護1	669単位	7,051円	706円
	要介護2	791単位	8,337円	834円
	要介護3	915単位	9,644円	965円
	要介護4	1,041単位	10,972円	1,098円
	要介護5	1,168単位	12,310円	1,231円

※送迎にかかる費用は所定単位に包括されています。
※介護保険外の利用者負担として他に、食費やその他実費などがあります。
※医療機関や訪問看護サービスと連携を取る「療養通所介護」もあります。

費用の目安については、加算の算定等により変動する場合があります。

サービスの種類	サービス内容
日帰りで施設に通うサービス **通所リハビリテーション（デイケア）** 費用の目安は所定単位×10.66円	●介護老人保健施設や病院などに日帰りで通い、医学的な管理の下で食事・入浴・日常生活上の世話と機能訓練、リハビリなどを受けます。

《介護老人保健施設通常規模型利用の場合》

内　　容	要介護状態	所定単位（1日につき）	費用の目安	利用者負担額（1割負担の場合）
7時間以上8時間未満の利用の場合	要介護1	762単位	8,122円	813円
	要介護2	903単位	9,625円	963円
	要介護3	1,046単位	11,150円	1,115円
	要介護4	1,215単位	12,951円	1,296円
	要介護5	1,379単位	14,700円	1,470円

※送迎にかかる費用は所定単位に包括されています。
※介護保険外の利用者負担として他に、食費やその他実費などがあります。

サービスの種類	サービス内容
施設に短期間入所するサービス **短期入所生活介護（ショートステイ）** 費用の目安は所定単位×10.66円	●家族の病気や家庭の事情などで、特別養護老人ホームなどに短期間入所し、食事・入浴・排泄などの日常生活上の世話や機能訓練を受けます。

《特別養護老人ホームに併設されている場合・多床室の利用料》

要介護状態	所定単位（1日につき）	費用の目安	利用者負担額（1割負担の場合）
要介護1	603単位	6,427円	643円
要介護2	672単位	7,163円	717円
要介護3	745単位	7,941円	795円
要介護4	815単位	8,687円	869円
要介護5	884単位	9,423円	943円

※介護保険外の利用者負担として他に、食費や滞在費、その他実費などがあります。
所得が低い方の食費・居住費の負担軽減については15ページをご覧ください。
※従来型個室、ユニット型個室などによって利用料が異なります。

費用の目安については、加算の算定等により変動する場合があります。

サービスの種類	サービス内容

施設に短期間入所するサービス

短期入所療養介護（ショートステイ）

費用の目安は所定単位×10.54円

●家族の病気や家庭の事情などで、病院・介護老人保健施設などに短期間入所し、医学的管理の下で食事・入浴・排泄などの日常生活上の世話、機能訓練やリハビリなどを受けます。

《介護老人保健施設に併設されている場合・多床室の利用料》

要介護状態	所定単位（1日につき）	費用の目安	利用者負担額（1割負担の場合）
要介護1	830単位	8,748円	875円
要介護2	880単位	9,275円	928円
要介護3	944単位	9,949円	995円
要介護4	997単位	10,508円	1,051円
要介護5	1,052単位	11,088円	1,109円

※介護保険外の利用者負担として他に、食費や滞在費、その他実費などがあります。所得が低い方の食費・居住費の負担軽減については 15 ページをご覧ください。
※従来型個室、ユニット型個室などによって利用料が異なります。

入居するサービス

特定施設入居者生活介護

費用の目安は所定単位×10.54円

●有料老人ホーム、軽費老人ホーム（ケアハウス）、養護老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等で特定施設入居者生活介護の指定を受けた場合、入居者は必要な介護サービスを介護保険で受けます。

内　　容	要介護状態	所定単位（1日につき）	費用の目安	利用者負担額（1割負担の場合）
施設内で介護サービスが提供される場合	要介護1	542単位	5,712円	572円
	要介護2	609単位	6,418円	642円
	要介護3	679単位	7,156円	716円
	要介護4	744単位	7,841円	785円
	要介護5	813単位	8,569円	857円
外部から介護サービスが提供される場合	共　　通	84単位	885円	89円

※上記のほか、保険外として入居にあたっての一時金、室料、光熱水費、食費、日常生活費などが必要です。

●短期利用（ショートステイ）もあります。
●外部サービス利用型特定施設の指定を受けた場合、サービス計画の作成、生活相談、安否確認などは当該施設から、介護保険サービスは当該施設が契約した指定サービス提供事業者から受けます。

外部サービスの限度額単位	
要介護状態	限度額単位
要介護1	16,355単位
要介護2	18,362単位
要介護3	20,490単位
要介護4	22,435単位
要介護5	24,533単位

ケアプランの作成

居宅介護支援

費用の目安は所定単位×10.84円

●ケアプランセンターが利用者の状況に応じたケアプランの作成や、サービス提供事業者との連絡調整を行います。利用者負担はありません。

要介護状態	所定単位（1月につき）	費用の目安	利用者負担額
要介護 1・2	1,086 単位	11,772円	0円
要介護 3～5	1,411 単位	15,295円	0円

費用の目安については、加算の算定等により変動する場合があります。

介護サービス：地域密着型サービス

地域密着型サービスは、原則として、市内の事業所については、要介護１～５と認定された高槻市民のみがご利用になれます。

サービスの種類		サービス内容
居宅への訪問で受けるサービス	**定期巡回・随時対応型訪問介護看護** 費用の目安は所定単位×10.84円	●日中・夜間を通じて１日複数回の定期訪問と随時対応を、介護と看護が一体的に連携しながら行います。
	夜間対応型訪問介護 費用の目安は所定単位×10.84円	●予め登録した利用者が、夜間において定期巡回や随時の訪問介護を受けるサービスです。

《訪問介護・看護一体型事業所・訪問看護を行う場合》

要介護状態	所定単位（１月につき）	費用の目安	利用者負担額（1割負担の場合）
要介護1	7,946単位	86,134円	8,614円
要介護2	12,413単位	134,556円	13,456円
要介護3	18,948単位	205,396円	20,540円
要介護4	23,358単位	253,200円	25,320円
要介護5	28,298単位	306,750円	30,675円

《訪問介護・看護一体型事業所・訪問看護を行わない場合》

要介護状態	所定単位（１月につき）	費用の目安	利用者負担額（1割負担の場合）
要介護1	5,446単位	59,034円	5,904円
要介護2	9,720単位	105,364円	10,537円
要介護3	16,140単位	174,957円	17,496円
要介護4	20,417単位	221,320円	22,132円
要介護5	24,692単位	267,661円	26,767円

施設形態	内　　容	所定単位	費用の目安	利用者負担額（1割負担の場合）
オペレーションセンター有	基本費用（1月につき）	989単位	10,720円	1,072円
	定期巡回利用（1回につき）	372単位	4,032円	404円
	随時訪問介護利用Ⅰ（1回につき）	567単位	6,146円	615円
	随時訪問介護利用Ⅱ（1回につき）	764単位	8,281円	829円
オペレーションセンター無	基本費用（1月につき）	2,702単位	29,289円	2,929円

費用の目安については、加算の算定等により変動する場合があります。

サービスの種類	サービス内容

小規模多機能型サービス

小規模多機能型居宅介護

費用の目安は所定単位×10.66円

●事業所への「通い」を中心に、利用者の様態や希望に応じて随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせて提供されるサービスで、地域での生活の継続を図ります。

《同一建物に居住する者以外に対して行う場合》

要介護状態	所定単位（1月につき）	費用の目安	利用者負担額（1割負担の場合）
要介護1	10,458単位	111,482円	11,149円
要介護2	15,370単位	163,844円	16,385円
要介護3	22,359単位	238,346円	23,835円
要介護4	24,677単位	263,056円	26,306円
要介護5	27,209単位	290,047円	29,005円

※月単位で利用することとなり、事業所でケアプランを作成します。
※短期利用（ショートステイ）もあります。

医療ニーズに対応した小規模多機能型サービス

看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）

費用の目安は所定単位×10.66円

●小規模多機能型居宅介護と訪問看護の機能をもつサービスで、利用者の状態に応じて、通い・泊まり・訪問介護・訪問看護のサービスを柔軟に受けられます。

《同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合》

要介護状態	所定単位（1月につき）	費用の目安	利用者負担額（1割負担の場合）
要介護1	12,447単位	132,685円	13,269円
要介護2	17,415単位	185,643円	18,565円
要介護3	24,481単位	260,967円	26,097円
要介護4	27,766単位	295,985円	29,599円
要介護5	31,408単位	334,809円	33,481円

※月単位で利用することとなり、事業所でケアプランを作成します。
※短期利用（ショートステイ）もあります。

日帰りで施設に通うサービス

地域密着型通所介護

費用の目安は所定単位×10.54円

●小規模なデイサービスセンターなどに日帰りで通い、介護を目的として食事・入浴・日常生活上の世話と機能訓練などを受けます。

内容	要介護状態	所定単位（1日につき）	費用の目安	利用者負担額（1割負担の場合）
8時間以上9時間未満の利用の場合	要介護１	783単位	8,252円	826円
	要介護２	925単位	9,749円	975円
	要介護３	1,072単位	11,298円	1,130円
	要介護４	1,220単位	12,858円	1,286円
	要介護５	1,365単位	14,387円	1,439円

費用の目安については、加算の算定等により変動する場合があります。

サービスの種類	サービス内容

日帰りで施設に通うサービス

認知症対応型通所介護

費用の目安は所定単位×10.66円

●認知症の方がデイサービスセンターなどに日帰りで通い、食事・入浴・日常生活上の世話と機能訓練などを受けます。

《単独型：デイサービスセンターが単独で設置されている場合》

内容	要介護状態	所定単位（1日につき）	費用の目安	利用者負担額（1割負担の場合）
6時間以上7時間未満の利用の場合	要介護1	880単位	9,380円	938円
	要介護2	974単位	10,382円	1,039円
	要介護3	1,066単位	11,363円	1,137円
	要介護4	1,161単位	12,376円	1,238円
	要介護5	1,256単位	13,388円	1,339円

※送迎にかかる費用は所定単位に包括されています。
※介護保険外の利用者負担として他に、食費やその他実費などがあります。

その他のサービス

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

費用の目安は所定単位×10.54円

●認知症の状態にある方が、小規模かつ家庭的な環境の中で共同生活を営む住居で、食事・入浴・排泄などの日常生活の支援を受けます。

《事業所が２つ以上の共同生活住居（ユニット）の場合》

要介護状態	所定単位（1日につき）	費用の目安	利用者負担額（1割負担の場合）
要介護1	753単位	7,936円	794円
要介護2	788単位	8,305円	831円
要介護3	812単位	8,558円	856円
要介護4	828単位	8,727円	873円
要介護5	845単位	8,906円	891円

※介護保険外の利用者負担として他に、入居に当たっての一時金、室料、光熱水費、食費、日常生活費などが必要です。
※短期利用（ショートステイ）もあります。

地域密着型特定施設入居者生活介護

費用の目安は所定単位×10.54円

●小規模の有料老人ホーム、軽費老人ホーム（ケアハウス）等で特定施設の指定を受けた場合、入居者は必要な介護サービスを介護保険で受けます。

要介護状態	所定単位（1日につき）	費用の目安	利用者負担額（1割負担の場合）
要介護1	546単位	5,754円	576円
要介護2	614単位	6,471円	648円
要介護3	685単位	7,219円	722円
要介護4	750単位	7,905円	791円
要介護5	820単位	8,642円	865円

※上記のほか、介護保険外として室料、光熱水費、食費、日常生活費などが必要です。
※短期利用（ショートステイ）もあります。

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

費用の目安は所定単位×10.54円
（原則要介護3～5の方のみ）

●小規模の特別養護老人ホームにおいて、日常生活に常時介護が必要で、自宅では介護が困難な方が入所し、食事・入浴・排泄などの日常生活上の介護や機能訓練、健康管理などを受けます。

《ユニット型施設の場合（ユニット型個室）》

要介護状態	所定単位（1日につき）	費用の目安	利用者負担額（1割負担の場合）
要介護3	828単位	8,727円	873円
要介護4	901単位	9,496円	950円
要介護5	971単位	10,234円	1,024円

※介護保険外の費用として、室料、光熱水費、食費、日常生活費などが必要です。

費用の目安については、加算の算定等により変動する場合があります。

福祉用具

サービスの種類		サービス内容
日常生活の自立を支援するサービス	（介護予防）福祉用具の貸与	福祉用具は、正しく利用してはじめて効果が得られます。行動範囲を広げることで、心身の健康が保て、リハビリテーションの効果も得られます。また、転倒事故を防ぐこともできます。自立に向け、状態に合わせて必要な福祉用具を選ぶことが大切です。利用については必ずケアマネジャー、福祉用具専門相談員に相談のうえ、ケアプランを作成してもらうことが必要です。 ※☆は要支援１･２及び要介護１の人は、原則として介護保険給付の対象となりません。また自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引する機能のものは除く）は原則として要介護４・５の人のみ介護保険給付の対象となります。 **《貸与の対象となる用具の種類》** 1. 車いす☆ 2. 車いす付属品☆ ①クッション又はパッド ②電動補助装置 ③テーブル ④ブレーキ 3. 特殊寝台☆ 4. 特殊寝台付属品☆ ①サイドレール ②マットレス ③ベッド用手すり ④テーブル ⑤スライディングボード スライディングマット ⑥介助用ベルト 5. 床ずれ防止用具☆ 6. 体位変換器☆ 7. 手すり 8. スロープ 9. 歩行器　二輪・三輪・四輪・六輪 10. 歩行補助杖 11. 認知症老人徘徊感知機器☆ 12. 移動用リフト☆ ①床走行式 ②固定式 ③据置式 • 段差解消機 • 起立補助機能付イス • 垂直移動のみの入浴用リフト 13. 自動排泄処理装置
	特定（介護予防）福祉用具購入費の支給	直接肌にふれて使用する入浴用、排泄用等の「特定福祉用具」は介護保険で購入することができます。年間の申請額 10 万円を上限として利用者負担割合に応じた保険給付額（9 割、8 割または 7 割）が支給されます。購入については必ず担当のケアマネジャー、福祉用具専門相談員に相談してください。 ※都道府県等の指定を受けた事業者での購入のみ、介護保険の支給の対象になります。 ※利用者が一旦全額を支払った後に保険給付額の支給を受ける「償還払い」と、利用者が市に届出をしている事業者に、利用者負担額（費用の１割、２割または３割）のみを支払う「受領委任払い」があります。 ※ 同じ種類の用具は、原則、正当な理由がないと再度購入できません。 **《購入費支給の対象となる用具の種類》** 1. 腰掛便座 • 和式便器を腰掛式に変換するもの • 洋式便器の高さを補うもの • 洋式便座からの立ち上がり補助 • 移動可能な便器 （水洗機能を有する便器を含み、居室で利用可能なもの） 2. 自動排泄処理装置の交換可能部品 3. 簡易浴槽 4. 移動用リフトのつり具の部分 5. 入浴補助用具 • 入浴用いす • 浴槽用手すり • 浴槽内いす • 入浴台 • 浴室内すのこ • 浴槽内すのこ • 入浴用介助ベルト 6. 排泄予測支援機器

※福祉用具は貸与が原則ですが、比較的廉価で、長く利用する方が多い固定用スロープ、歩行器（歩行車を除く）、単点つえ（松葉づえを除く）、多点つえについては、福祉用具専門相談員またはケアマネジャーからの提案により、貸与と購入を選択できます。

住宅改修

サービスの種類		サービス内容
日常生活の自立を支援するサービス	（介護予防）住宅改修費の支給	要支援・要介護の認定を受けている方で、日常生活での自立支援のための小規模の住宅改修費用として、申請額20万円を上限として利用者負担割合に応じた保険給付額（9割、8割または7割）が支給されます。 ケアマネジャーに相談のうえ、必ず市の長寿介護課で工事前に事前申請を行ってください。要介護等認定新規申請中および入院中の方は、ケアマネジャーに相談してください。 ※利用者が一旦全額を支払った後に保険給付額(9割、8割または7割)の支給を受ける「償還払い」と、利用者が市に届出をしている事業者に、利用者負担額(費用の1割、2割または3割)のみを支払う「受領委任払い」があります。 **事前申請には、①から⑦までの書類が必要です。(⑥、⑦については該当者のみ必要)** ① 介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書 ② 住宅改修が必要な理由書・・・ケアマネジャーや地域包括支援センターに依頼 ③ 工事費内訳書（見積書）・・・複数の業者から見積もりを取りましょう。 ④ 工事箇所平面図（見取り図） ⑤ 工事予定箇所の日付け入りの写真 ⑥ 住宅改修にかかる承諾書（住宅の所有者が利用者と異なる場合） ⑦ 誓約書（新規申請中、入院中・入所中の場合のみ） **《支給の対象となる改修の種類》** **① 手すりの取付け** 廊下、トイレ、浴室、玄関、玄関から道路までの通路などに、転倒防止や移動の補助のための手すりの取付け。 **② 床段差解消** 居室、廊下、トイレ、浴室、玄関等各室間の敷居撤去やスロープの設置、玄関の上がり框に敷台を設置、浴室の床のかさ上げ、通路等の傾斜の解消など。 昇降機、リフト等の動力により段差を解消する機器を設置する工事は対象外。 **③ 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更** 畳敷から板製床材、ビニル系床材等への変更、浴室においては床材の滑りにくいものへの変更、通路面においては滑りにくい舗装材への変更、階段に滑り止めカーペットの取付けなど。 **④ 引き戸などの扉の取替え** 開き戸を引き戸、折戸、アコーディオンカーテン等に取り替えるといった扉全体の取替えのほか、扉の撤去、ドアノブの変更、戸車の設置等。自動ドアとした場合は、動力部分の費用相当額は対象外。 **⑤ 洋式便器などへの便器の取替え** 和式便器から洋式便器への取替え、便器の位置・向きの変更 **⑥ ①～⑤の改修に伴って必要となる工事** ・手すり取付けのための下地の補強 ・浴室の床の段差解消（床のかさ上げ）に伴う給排水設備工事 ・床材変更のための下地の補修や、通路面の材料変更のための路盤整備 ・扉の取替えに伴う壁や柱の改修 ・便器の取替えに伴う床材の変更や、給排水設備工事（水洗化工事を除く） ・スロープ設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりの設置

介護保険施設等

介護保険での施設サービスは、日常生活の介護が中心か、どの程度医療上のケアが必要かなどによって選択します。特別養護老人ホームは原則要介護３～５と認定された方、介護老人保健施設及び介護医療院は要介護１～５と認定された方がご利用になれます。入所にあたっては利用者・家族が施設に直接申込をしてください。各施設での入所選考委員会において、入所の必要性の高い人を総合的に判断して入所者を決定します。

特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）

日常生活に常時介護が必要で、自宅では介護が困難な方が入所し、食事・入浴・排泄などの日常生活上の介護や機能訓練、健康管理などを行います。

平成27年4月の制度改正により、中重度者を支える施設としての機能に重点化を図るため、原則として新規入所者は要介護３以上の方となりました。ただし、要介護１・２の方で特例の要件に該当し、やむを得ない事情が認められた場合は、入所できます。また、平成27年3月までにすでに入所されている方には適用されません。

施設サービスを利用するときの負担

●ユニット型個室の場合

要介護度	①食費	②居住費	施設サービス費（基本単位×30日の場合）			負担合計（①+②+③）
			所定単位（１日あたり）	費用の目安（30日の場合）	③利用者負担額（1割負担の場合）	
（要介護1）	46,350円（1,545円×30日）	61,980円（2,066円×30日）	670単位	211,854円	21,186円	129,516円
（要介護2）			740単位	233,988円	23,399円	131,729円
要介護3			815単位	257,703円	25,771円	134,101円
要介護4			886単位	280,153円	28,016円	136,346円
要介護5			955単位	301,971円	30,198円	138,528円

●従来型個室の場合

要介護度	①食費	②居住費	施設サービス費（基本単位×30日の場合）			負担合計（①+②+③）
			所定単位（１日あたり）	費用の目安（30日の場合）	③利用者負担額（1割負担の場合）	
（要介護1）	46,350円（1,545円×30日）	36,930円（1,231円×30日）	589単位	186,241円	18,625円	101,905円
（要介護2）			659単位	208,375円	20,838円	104,118円
要介護3			732単位	231,458円	23,146円	106,426円
要介護4			802単位	253,592円	25,360円	108,640円
要介護5			871単位	275,410円	27,541円	110,821円

●多床室の場合

要介護度	①食費	②居住費	施設サービス費（基本単位×30日の場合）			負担合計（①+②+③）
			所定単位（１日あたり）	費用の目安（30日の場合）	③利用者負担額（1割負担の場合）	
（要介護1）	46,350円（1,545円×30日）	27,450円（915円×30日）	589単位	186,241円	18,625円	92,425円
（要介護2）			659単位	208,375円	20,838円	94,638円
要介護3			732単位	231,458円	23,146円	96,946円
要介護4			802単位	253,592円	25,360円	99,160円
要介護5			871単位	275,410円	27,541円	101,341円

介護老人保健施設

病状が安定期にあり、入院する必要はないがリハビリテーション等のケアを必要とする方が入所し、在宅復帰に向けて、医学的な管理のもと、看護・介護・リハビリテーション・その他必要な医療や日常生活のサービスを受けることができます。

施設サービスを利用するときの負担

●従来型個室（基本型）の場合

要介護度	①食費	②居住費	施設サービス費（基本単位×30日の場合）			負担合計（①+②+③）
			所定単位（1日あたり）	費用の目安（30日の場合）	③利用者負担額（1割負担の場合）	
（要介護1）	46,350円（1,545円×30日）	51,840円（1,728円×30日）	717単位	226,715円	22,672円	120,862円
（要介護2）			763単位	241,260円	24,126円	122,316円
要介護3			828単位	261,813円	26,182円	124,372円
要介護4			883単位	279,204円	27,921円	126,111円
要介護5			932単位	294,698円	29,470円	127,660円

●多床室（基本型）の場合

要介護度	①食費	②居住費	施設サービス費（基本単位×30日の場合）			負担合計（①+②+③）
			所定単位（1日あたり）	費用の目安（30日の場合）	③利用者負担額（1割負担の場合）	
（要介護1）	46,350円（1,545円×30日）	13,110円（437円×30日）	793単位	250,746円	25,075円	84,535円
（要介護2）			843単位	266,556円	26,656円	86,116円
要介護3			908単位	287,109円	28,711円	88,171円
要介護4			961単位	303,868円	30,387円	89,847円
要介護5			1,012単位	319,994円	32,000円	91,460円

介護医療院（本市にはありません。）

平成30年4月に新たに創設された施設で、長期的な医療と介護のニーズを併せ持つ方を対象としており、日常的な医学管理や看取り・ターミナルケアなどの医療機能と、日常生活上の世話を受けられる生活施設としての機能を兼ね備えています。

※施設サービス費用は基本部分のみを算出しています。この他に、施設・利用者の状況により、各種加算分が加わります。
※費用の目安は所定単位×30日×10.54円、食費及び居住費については、基準費用額を基に算出しています。食費・居住費については施設との契約により設定されますので、実際には異なることがあります。
※①食費及び②居住費については、所得が低い方が申請をして「負担限度額認定証」の交付を受けたときは、自己負担が軽減されます。（負担限度額認定証については15ページ参照）
※③利用者負担額が、所得段階に応じた負担上限額を超えたときは、超えた分が「高額介護サービス費」として支給されます。（高額介護サービス費については13ページ参照）

●高槻市内の介護保険施設一覧（申込･問合わせは各施設へ）

特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）

	施設名	開設年月	設置法人	所在地	電話	定員
1	高槻荘	昭和57年２月	(福)大阪府社会福祉事業団	郡家新町 48-7	682-6652	ュ 100
2	ミス･ブール記念ホーム	昭和56年４月	(福)聖ヨハネ学園	松が丘 1-21-9	688-5138	50
3	高槻黄金の里（従来型）	平成２年４月	(福)松輪会	黄金の里 1-14-8	687-3681	60
4	高槻黄金の里（ユニット型）	平成17年４月	(福)松輪会	黄金の里 1-14-8	687-3681	ュ 50
5	高槻ともしび苑	平成６年５月	(福)ともしび福祉会	安岡寺町 6-6-1	689-2772	85
6	エイペックスひろの	平成７年４月	(福)博乃会	前島 1-36-1	669-5701	95
7	れんげ荘	平成12年３月	(福)高志会	三島江 4-38-7	677-5888	80
8	グリーン	平成14年11月	(福)みどりヶ丘会	奈佐原 4-7-15	690-3331	70
9	和朗園	平成14年11月	(福)恭生会	井尻 2-37-8	660-3600	100
10	高槻けやきの郷	平成16年１月	(福)成光苑	番田 1-60-1	662-5888	ュ 100
11	ひばり苑	平成16年４月	(福)多邦会	三箇牧 2-20-3	679-1105	ュ 93
12	樫田の里	平成17年４月	(福)緑風会	大字田能小字畑子谷15-1	680-0001	ュ 100
13	出丸苑	平成18年４月	(福)高城会	出丸町 4-62	676-2830	ュ 95
14	リヴェスタひろの	平成21年４月	(福)博乃会	唐崎南 3-30-5	679-2200	ュ 100
15	ぐんげ今城の丘	平成24年３月	(福)春樹会	郡家本町 13-23	681-1500	ュ 100
合計						1,278 (ュ 738)

小規模の特別養護老人ホーム（地域密着型介護老人福祉施設）※高槻市民の方のみご利用いただけます。

	施設名	開設年月	設置法人	所在地	電話	定員
1	ひなた	平成24年３月	(福)ほのぼの荘	郡家新町 74-1	681-5566	ュ 29
2	ミス･ブール記念ホーム	平成24年４月	(福)聖ヨハネ学園	松が丘 1-21-8	688-5112	ュ 29
3	大冠カーム	平成24年４月	(福)大潤会	須賀町 65-10	671-0055	ュ 29
4	れんげ荘プラネットホーム	平成24年５月	(福)高志会	三島江 4-14-26	678-5635	ュ 29
5	ぐんげ今城の丘	平成27年４月	(福)春樹会	郡家本町 8-1	681-1666	ュ 29
6	上牧の郷	平成27年４月	(福)真昌会	東上牧 2-37-8	669-3338	ュ 29
7	ひなた柱本	平成27年４月	(福)ほのぼの荘	柱本 6-32-1	669-8505	ュ 29
8	西之川原の郷	平成30年４月	(福)春樹会	西之川原 1-17-1	698-1020	ュ 29
9	ぐんげ今城の杜	令和３年４月	(福)春樹会	郡家本町 8-5	686-0350	ュ 29
10	はむろの庄	令和６年８月	(福)春樹会	土室町 32-1	697-5222	ュ 29
11	ゆにわ	令和６年９月	(福)博乃会	津之江北町 1-15	676-2120	ュ 29
合計						319 (ュ 319)

介護老人保健施設

	施設名	開設年月	設置法人	所在地	電話	定員
1	ローズマリー	平成５年12月	(医)杏仁会	東和町 57-1	671-0071	93
2	みどりヶ丘	平成７年12月	(医)祐生会	奈佐原 4-7-1	692-3111	100
3	ケーアイ	平成９年９月	(医)愛仁会	大字原 112	687-0103	100
4	サンガピア館	平成９年11月	(医)東和会	大塚町 5-20-3	673-6500	100
5	ふれあい	平成９年12月	(医)健和会	登町 33-2	676-2011	100
6	シルバーハウス高槻	平成10年３月	(医)緑水会	成合南の町 3-1	688-7101	100
7	しんあい	平成19年４月	(医)愛仁会	西之川原 2-46-1	680-3000	ュ 69
8	ラ･ポルトフィーナ高槻	平成27年５月	(医)神明会	玉川 1-5-2	679-4165	80
合計						742 (ュ 69)

※定員欄の「ュ」は、ユニット型（全室個室）のことで、（　）内は再掲。

●介護保険施設地図

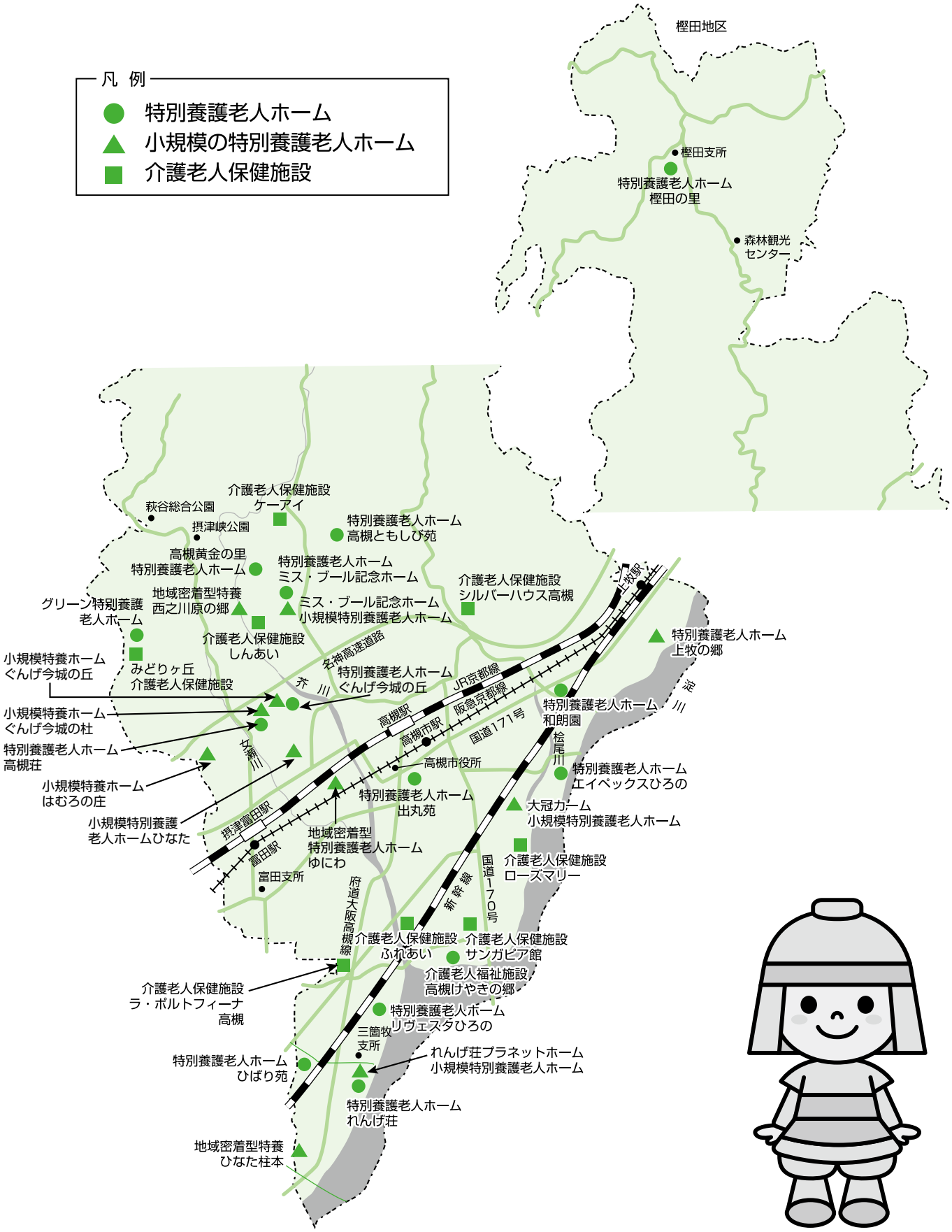

高槻市マスコットキャラクター「はにたん」

●近隣市町の介護保険施設（くわしくは、各市町にお問合せください。）

島本町

施設種別	施設名	設置法人	住所	電話番号
特養	弥栄の郷	(福)大阪水上隣保館	三島郡島本町山崎5-3-25	075-961-0171
老健	若山荘	(医)清仁会	三島郡島本町広瀬1121	075-961-6789

茨木市

施設種別	施設名	設置法人	住所	電話番号
特養	春風	(福)信仁会	茨木市南安威2-10-5	072-640-2626
	ラガール	(福)弘道福祉会	茨木市大字安威12	072-648-1500
	茨木荘	(福)天王福祉会	茨木市丑寅2-1-5	072-631-3388
	春日丘荘	(福)大阪府社会福祉事業団	茨木市南春日丘7-11-22	072-625-6377
	春菊苑	(福)慶徳会	茨木市見付山1-10-25	072-624-6500
	常清の里	(福)慶徳会	茨木市清水1-28-22	072-641-3151
	庄栄エルダーセンター	(福)秀幸福祉会	茨木市庄2-7-38	072-631-5151
	聖和荘	(福)茨木厚生会	茨木市畑田町11-25	072-626-0010
	豊川の郷	(福)十和会	茨木市豊川4-35-31	072-643-0333
	コムシェいばらき	(福)佳翔会	茨木市玉島1-28-1	072-632-3355
老健	たんぽぽ	(医)恵仁会	茨木市真砂3-21-27	072-636-8750
	めぐみ	(医)恵仁会	茨木市南安威2-10-17	072-641-8351
	ひまわり	(医)愛仁会	茨木市南春日丘7-9-18	072-621-2691
	清渓苑	(福)天王福祉会	茨木市大字泉原38-1	072-649-0111
	ライフポート茨木	(福)恩賜財団大阪府済生会	茨木市見付山2-1-39	072-622-0062
	あいの苑	(福)藍野福祉会	茨木市東太田4-5-20	072-645-6550

摂津市

施設種別	施設名	設置法人	住所	電話番号
特養	せっつ桜苑	(福)成光苑	摂津市桜町1-1-11	072-632-0400
	摂津いやし園	(福)気づき福祉会	摂津市鳥飼下1-13-7	072-650-3301
	とりかい白鷺園	(福)桃林会	摂津市鳥飼中1-19-8	072-654-5094
	摂津特養ひかり	(福)成晃会	摂津市鳥飼八防2-7-12	072-650-1300
老健	エスペラル摂津	(医)医誠会	摂津市南千里丘1-24	06-6319-0228
	摂津老健ひかり	(福)成晃会	摂津市東別府5-2-45	06-6340-1155

●近隣市町の介護保険施設（くわしくは、各市町にお問合せください。）

枚方市

施設種別	施設名	設置法人	住所	電話番号
特養	アイリス	(福)秀美福祉会	枚方市春日東町2-12-10	072-858-1300
	安心苑	(福)清松福祉会	枚方市招提北町2-25-1	072-866-2217
	いこいの里	(福)松樹会	枚方市交北2-10-1	072-898-2197
	うぐいすの里	(福)福友会	枚方市南中振3-8-20	072-833-6000
	香里未来	(福)美郷会	枚方市東香里1-18-12	072-853-1881
	御殿山カーム	(福)大潤会	枚方市渚西2-7-30	072-890-0600
	サール・ナート	(福)バルツァ事業会	枚方市高田2-40-1	072-860-1117
	しらかばホール	(福)みすず福祉会	枚方市出屋敷西町2-1-1	072-849-1146
	津田荘	(福)枚方療育園	枚方市津田東町2-1-1	072-858-1755
	美郷	(福)美郷会	枚方市西招提町1253	072-866-7007
	悠々の苑	(福)大阪府母子寡婦福祉連合会	枚方市交北3-1-50	072-850-0038
	夢心	(福)清松福祉会	枚方市長尾北町1-1785-2	072-866-3939
	里仁館	(福)徳風会	枚方市田口山2-5-1	072-856-6565
	ひらかた聖徳園	(福)聖徳園	枚方市香里ケ丘3-15-1	072-854-5826
	枚方市立特別養護老人ホーム	(福)大阪府母子寡婦福祉連合会	枚方市交北3-1-52	072-851-9200
	ピープルハウス枚方	(福)光生会大阪	枚方市尊延寺1-4-1	072-859-6800
	のぞみの杜	(福)希望会	枚方市東中振2-17-13	072-835-3337
老健	老健ふじさか	(医)松徳会	枚方市藤阪天神町1-60	072-897-0111
	ユートピア	(医)大寿会	枚方市伊加賀西町47-1	072-841-2345
	美樟苑	(医)美杉会	枚方市養父東町18-30	072-867-0224
	カリタス東香里	(医)三上会	枚方市東香里1-24-36	072-853-0531
	勘右卫門	(福)永芳会	枚方市春日北町4-21-1	072-808-5000
	サテライトなごみの里	(医)みどり会	枚方市長尾北町3-1-1	072-818-2071
	なごみの里	(医)みどり会	枚方市長尾北町2-1845-1	072-868-2072
	美杉	(医)美杉会	枚方市西招提町2166	072-866-7111
	枚方老人保健施設のぞみ	(福)希望会	枚方市田口山1-7-1	072-857-2525
介護医療院	津田介護医療院	(医)中屋覚志会	枚方市津田北町3-30-1	072-858-8259
	東香里介護医療院	(医)三上会	枚方市高田2-28-30	072-853-0502
	佐藤病院介護医療院	(医)美杉会	枚方市養父東町65-1	072-800-1554

※特養（特別養護老人ホーム）・老健（介護老人保健施設）

●高槻市内　その他高齢者施設（令和８年６月現在）

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）（要支援2以上：直接施設へ申込）

	施設名	所在地	電話番号	定員
1	グループホームブルーベリー	東和町 57-1	671-0441	9
2	グループホームみどりヶ丘荘	奈佐原 4-7-1	692-3287	6
3	グループホームファミリーまかみ	八丁畷町 19-11	681-8166	18
4	（医）啓友会グループホームめぐみ	安岡寺町 1-36-8（2 階）	689-3251	6
5	グループホームめぐみ２	安岡寺町 1-36-8	689-3251	6
6	グループホームともしび	安岡寺町 6-5-14	687-0033	18
7	グループホーム和朗園	井尻 2-37-8	660-3600	18
8	（医）仁寿会グループホーム円珠荘	北柳川町 2-6	697-5300	18
9	グループホームきらら	大字原 1109	688-0832	8
10	れんげ荘グループホーム	三島江 4-15-5	679-1128	27
11	グループホーム柚木（ゆうのき）	富田町 5-16-6	697-5126	9
12	サポートハウス灯り	八幡町 10-7	675-1219	18
13	高槻黄金の里グループホーム	黄金の里 1-14-8	687-3681	14
14	エイペックスひろのグループホーム	前島 1-36-1	669-5701	18
15	グループホームつむぎの家	富田町 5-16-6	697-3692	9
16	グループホームおだやか高槻松が丘	松が丘 1-9-3	687-8550	18
17	グループホームティアラ	大冠町 2-19-1	676-1901	9
18	グループホーム今城の丘	郡家本町 12-24	681-2625	9
19	グループホーム共生の里	成合北の町 840-10	689-5111	18
20	グループホームみさき高槻	北昭和台町 17-10	692-7611	18
21	グループホームみのり	郡家新町 74-1	681-6606	18
22	まかみグループホーム翔裕館	西真上 1-36-15	686-3510	18
23	グループホーム上牧の郷	東上牧 2-37-8	669-3366	18
24	グループホーム高槻荘「ゆらら」	郡家新町 48-7	686-2781	18
25	大冠カームグループホーム	須賀町 65-10	671-0055	18
26	グループホームひむろの里	氷室町 2-14-7	696-5500	18
27	グループホームファミリーなわて	八丁畷町 19-11	648-3105	9
28	（医）仁寿会グループホーム円珠の丘	北柳川町 2-6	697-5450	18
29	グループホーム西之川原の郷	西之川原 1-17-1	698-1020	18
30	グループホーム楽彩	別所本町 13-6	684-8822	18
31	ハッピーグループホーム高槻	竹の内町 63-3	669-9979	18
32	グループホームひふみ	津之江北町 2-3	670-0123	18
33	グループホームきらら摂津峡	原 3142-1	648-3415	18
34	グループホーム今城の杜	郡家本町 8-5	686-0350	18
35	グループホーム翠明	上牧北駅前町 10-8	682-8280	18
36	グループホーム蒼寿	深沢本町 8-10	661-3303	18
37	（福）愛和会グループホーム高槻あいわ	西之川原 2-46-3	668-5000	18
38	グループホーム灯喜	上牧北駅前町 10-3	686-1190	18
39	グループホームまほろ	津之江北町 4-12	675-6046	18
40	グループホームはむろの庄	土室町 32-1	697-5222	18
41	グループホームひより	津之江北町 1-22	676-1460	18

小規模多機能型居宅介護

	施設名	所在地	電話番号
1	大冠カーム小規模多機能	須賀町 65-10	671-0055
2	小規模多機能ホームティアラ	大冠町 2-19-1	676-1901
3	（医）仁寿会小規模多機能ホーム円珠の里	北柳川町 2-6	697-5300
4	くらし創造の家朋（とも）	富田町 4-17-10	697-6102
5	小規模多機能ゆ～らり	安岡寺町 2-1-10	689-9060
6	小規模多機能ホーム今城の丘	郡家本町 12-24	681-2625
7	小規模多機能型居宅介護あすなろ	日吉台一番町 24-28	668-3485
8	小規模多機能センター高槻荘「ゆらら」	郡家新町 48-7	686-2782

看護小規模多機能型居宅介護（要介護１以上）

	施設名	所在地	電話番号
1	看護付小規模多機能ホーム上牧の郷	東上牧 2-37-8	669-3363
2	看護小規模多機能ホームきらら摂津峡	大字原 3142-1	648-3415
3	看護小規模多機能ホーム今城の杜	郡家本町 8-5	686-0350

認知症対応型通所介護

	施設名	所在地	電話番号
1	高槻けやきの郷認知症対応型通所介護	番田 1-60-1	662-5888
2	高槻エルダーセンター認知症対応型通所介護	東五百住町 2-4-32	690-5151
3	寿みのりの郷デイサービスセンター	寿町 3-3-12	690-2525
4	ミス・ブール記念ホームデイサービスセンター	松が丘 1-21-9	680-2233
5	高槻荘やすらぎデイサービスセンター	郡家新町 48-21	685-4632
6	上牧の郷デイサービスセンター	東上牧 2-37-8	669-3336
7	HiBi8	南芥川町 17-6-103	669-9577
8	高槻荘共用型デイサービスセンター「ゆらら」	郡家新町 48-7	686-2781
9	まかみデイサービス翔裕館	西真上 1-36-15	686-3510

定期巡回・随時対応型訪問介護看護（要介護１以上）

	施設名	所在地	電話番号
1	社会福祉法人　成光苑　高槻けやきの郷 あんしんケアコールセンター 24	番田 1-60-1	662-5888

夜間対応型訪問介護（要介護１以上）

	施設名	所在地	電話番号
1	高槻ナイトケアセンター　アクティ	北園町 2-8	683-6200

養護老人ホーム（福祉相談支援課へ相談）住宅困窮、低所得者等で在宅生活困難：要支援程度までが標準

	施設名	所在地	電話番号	定員
1	ぐんげ宿り木	郡家本町 24-10	691-1166	29
2	槻ノ木荘（※視覚障がい者向け）	塚原 1-8-1	694-0716	50(特10)

ケアハウス（特定施設入居者生活介護は介護認定必要：地域密着型は要介護１～５の高槻市民：直接施設へ申込）

原則 60 歳以上で、身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安があると認められる方で、家族による援助を受けることが困難な方が入所する施設です。

車椅子の利用が可能な環境整備がされており、生活相談、入浴、食事の提供を行います。

	施設名	所在地	電話番号	定員
1	ケアハウスエイペックスひろの	前島 1-36-1	669-5701	50
2	グリーンケアハウス	奈佐原 4-7-3	690-3561	50
3	ケアハウスれんげ荘	三島江 4-38-7	677-5928	50
4	ケアハウス出丸苑	出丸町 4-62	676-2800	50
5	ケアハウス佑和	井尻 2-37-8	660-2700	30
6	ケアハウス　リヴェスタひろの（特定：混合型）	唐崎南 3-30-5	679-2200	50(特50)
7	ケアハウス　ぐんげ今城の丘（特定：混合型）	郡家本町 13-18	681-2020	50(特40)
8	（福）愛和会ケアハウス高槻あいわ（地域密着型特定）	西之川原 2-46-3	668-5005	20(特20)
9	大冠カーム小規模ケアハウス（地域密着型特定）	須賀町 65-10	671-0055	20(特20)
10	れんげ荘プラネットハウス地域密着型ケアハウス（地域密着型特定）	三島江 4-14-26	678-5635	20(特20)

サービス付き高齢者向け住宅（直接施設へ申込）

高齢者単身・夫婦等世帯が安心して居住できる賃貸等の住まいです。バリアフリー構造等を有し、安否確認・生活相談などの見守りサービスを提供します。

	施設名	所在地	電話番号	室数
1	そんぽの家 S 高槻南	北大樋町 55-20	670-3067	90
2	ピースフリー高槻	氷室町 1-10-51	668-6490	46
3	ラ・メゾン高槻南	芝生町 2-61-32	668-5338	50
4	スーパー・コート高槻城内	城内町 1-24	655-4850	60(特60)
5	フィオレ・シニアレジデンス高槻 East	須賀町 49-26	671-3370	30
6	はっぴーらいふ高槻	天川新町 11-2	672-7099	40
7	ハートランド高槻	辻子 3-74-2	661-7550	40
8	高槻ナーシングホームさくら	西真上 1-28-2	668-4711	33
9	津之江ナーシングホームさくら	津之江北町 8-11	648-3500	29
10	サービス付き高齢者向け住宅高槻けやきの郷	番田 1-60-1	662-5888	48
11	チャームスイート高槻藤の里	藤の里町 1-36	673-5825	83(特83)
12	フィオレ・シニアレジデンス高槻 West	須賀町 49-2	671-3344	27
13	そうごうケアホーム高槻土室	土室町 50-11	648-3330	40
14	ルグラン高槻	辻子 3-74-4	668-4830	44
15	テイク・ケアたかつき西	如是町 5-3	697-0161	27
16	びれい高槻	東五百住町 3-17-12	648-4380	40
17	ラ・ラ・ライフ高槻	北大樋町 7-20	672-3490	30

有料老人ホーム（直接施設へ申込）

入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供又はその他の日常生活上必要な便宜を提供する施設です。市内には介護付・住宅型の２つのタイプがあります。

	施設名	所在地	定員	特定	電話番号	室数
1	サンシティ高槻	芝谷町 53-3	217	99	698-1212	182
2	コットンクラブ	東和町 51-8	38	—	673-7703	19
3	ロングライフ高槻	南松原町 11-6	59	50	661-8501	53
4	ラビアンローズ高槻	月見町 11-1	45	45	682-3741	45
5	癒しの高槻館	八丁西町 3-19	95	95	686-6517	87
6	みやの楽々園	宮野町 7-1	100	100	671-2290	100
7	朋央	城南町 2-45-10	69	35	648-3704	69
8	スーパー・コート高槻	南庄所町 14-4	61	61	672-4850	61
9	ココリ	北柳川町 15-23	40	—	695-7000	40
10	ナチュラル高槻安満	安満北の町 12-9	30	—	685-5591	30
11	高槻ケアレジデンス翔裕館	西真上 1-36-15	10	—	686-3510	10
12	いこいの家　ハッピーライフ	城西町 1-22	5	—	675-7767	5
13	共生の里	八丁畷町 1-13	40	—	686-2613	40
14	西真上さくら館	西真上 1-28-18	25	—	648-3035	25
15	はっぴーらいふ高槻大塚	大塚町 1-1-11	53	—	676-8530	53
16	はっぴーらいふ高槻富田	富田町 6-15-7	47	—	691-5136	47
17	シャンテ高槻	大塚町 5-10-1	40	—	676-7061	40
18	なかじまヘリオハウス	安岡寺町 2-1-10	17	—	689-9060	17
19	はっぴーらいふ高槻南	竹の内町 63-3	47	—	676-9055	45
20	ルソン・ドゥ・クール高槻	西町 10-35	79	—	697-5566	78
21	ラ・メゾン高槻ブランシェ	芝生町 1-22-7	44	—	678-3816	44
22	ラ・メゾン高槻	唐崎西 2-2-9	63	—	669-8901	60
23	そうごうケアホーム高槻塚原	塚原 4-1-1	38	—	669-8888	38
24	幸 PREMIUM 高槻西冠	西冠 2-1-5	71	—	669-7680	69
25	住宅型有料老人ホーム　幸　大蔵司	大蔵司 3-4-1	41	—	689-8080	41
26	住宅型有料老人ホーム　オ・プティ・スワン高槻	春日町 12-13	101	—	690-7280	101
27	有料老人ホーム　竹すずめ	郡家本町 7-14	29	29	668-1570	29
28	リハビリホームグランダ高槻	真上町 1-4-1	89	—	668-2126	79
29	ルミナスティ高槻	芝生町 2-58-21	48	—	668-5264	48
30	エタニティ高槻	大塚町 1-17-25	46	—	691-7631	46
31	アンシャンテ高槻	山手町 1-3-1	80	—	648-3906	80

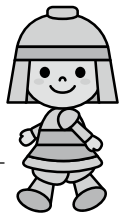

高槻市マスコットキャラクター
「はにたん」

●一般介護予防事業（すべての高齢者が対象）

介護予防とは、介護を必要とする状態になるのを防ぐこと、また介護が必要になってもそれ以上悪化させないようにするための取り組みです。住み慣れた地域や、家でいつまでも元気に暮らすためには、早めに取組を始めることが大切です。

老化のサインを早期に発見しましょう！

あなたに必要な介護予防の取組のポイントを知るために、あなたの日常生活を「はい」か「いいえ」でチェックしてみましょう。

実施日　年　月　日

	No.	質問項目	いずれかに○		合計点
生活機能	1	バスや電車で１人で外出していますか	0 はい	1 いいえ	点
	2	日用品の買い物をしていますか	0 はい	1 いいえ	
	3	預貯金の出し入れをしていますか	0 はい	1 いいえ	
	4	友人の家を訪ねていますか	0 はい	1 いいえ	
	5	家族や友人の相談にのっていますか	0 はい	1 いいえ	
運動	6	階段を手すりや壁をつたわらずに昇っていますか	0 はい	1 いいえ	点
	7	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	0 はい	1 いいえ	
	8	15分位続けて歩いていますか	0 はい	1 いいえ	
	9	この１年間に転んだことはありますか	1 はい	0 いいえ	
	10	転倒に対する不安は大きいですか	1 はい	0 いいえ	
栄養	11	６ヶ月間で２～３kg以上の体重減少がありましたか	1 はい	0 いいえ	点
	12	ＢＭＩが18.5未満ですか ※ＢＭＩ＝体重(kg)÷身長(m)÷身長(m)	1 はい	0 いいえ	
口腔	13	半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか	1 はい	0 いいえ	点
	14	お茶や汁物等でむせることがありますか	1 はい	0 いいえ	
	15	口の渇きが気になりますか	1 はい	0 いいえ	
閉じこもり	16	週に１回以上は外出していますか	0 はい	1 いいえ	点
	17	昨年と比べて外出の回数が減っていますか	1 はい	0 いいえ	
認知機能	18	周りの人から「いつも同じことを聞く」などの物忘れがあると言われますか	1 はい	0 いいえ	点
	19	自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか	0 はい	1 いいえ	
	20	今日が何月何日かわからない時がありますか	1 はい	0 いいえ	
うつ	21	(ここ2週間)毎日の生活に充実感がない	1 はい	0 いいえ	点
	22	(ここ2週間)これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった	1 はい	0 いいえ	
	23	(ここ2週間)以前は楽にできていたことが今ではおっくうに感じられる	1 はい	0 いいえ	
	24	(ここ2週間)自分が役に立つ人間だと思えない	1 はい	0 いいえ	
	25	(ここ2週間)わけもなく疲れたような感じがする	1 はい	0 いいえ	

結果をチェック
（必要な取組を確認しましょう）

運動関係の合計
３点以上
足腰の筋力を鍛えましょう！

栄養関係の合計
2点
食生活を見直しましょう！

口腔関係の合計
2点以上
お口の健康を保ちましょう！

閉じこもり合計
1点以上
認知機能合計
1点以上
うつ合計
2点以上
他者との交流機会を増やしてみましょう！
相談できる人に話してみましょう！

高槻市ますます元気！健幸ポイント

市が指定する事業に参加することで、「健幸パスポート」にスタンプを押印してポイントをためます。たまったポイントで記念品との交換や寄附ができます。

「健康部門（1スタンプ10ポイント）」、「生涯学習・文化・芸術部門（1スタンプ５ポイント）」、自己記入でたまる「ボランティア部門（10ポイント）」と「趣味活動部門（５ポイント）」などがあり、100Pごとにコースが設定されています。ためたポイントを障がい福祉サービス事業所で製作された記念品との交換や民間保育園等への寄附ができます。事業に参加することで健康になり、記念品などがもらえ、さらに障がい者自立支援や次世代育成支援などの社会貢献もできる取組です。

「健幸パスポート」発行窓口（令和８年10月時点）

- 長寿介護課
- 健康づくり推進課
- すこやかテラス（５ヶ所）
- 公民館（11ヶ所）
- 支所（３ヶ所）
- 地域包括支援センター（12ヶ所）
- 高槻城公園芸術文化劇場
- クロスパル高槻
- 生涯学習センター

実践！ますます元気体操・もてもて筋力アップ体操 ～グループへの体操教材無料貸し出し～

「高槻ますます元気体操」は高齢期の体力づくりの基本となる体操で、ばっちり基本編にはストレッチ体操･筋力アップ体操･お口の体操･ウォーキングがあります。「高槻もてもて筋力アップ体操」は足腰の筋力やバランス向上効果があり、約４分間の音楽に合わせて行う体操です。体操を概ね月１回以上の頻度で取り組むグループにDVD、CDを貸し出し、専門職が定期的に訪問し支援しています。

ますます元気体操

もてもて筋力アップ体操

体操グループ活動

高槻ますます元気体操、高槻もてもて筋力アップ体操に取り組むグループが200以上の拠点で活動しています。地区福祉委員会が行う「ますます元気クラブ」、市民が自主的にグループを作って体操をする「自主グループ」があります。参加希望の場合は、長寿介護課までお問合せください。また、グループを作ってみたいという方はお気軽にご相談ください。

体操自主グループ立ち上げの流れ

【自主グループを立ち上げる際のルール】
- ５名以上集まっている、もしくは今後集まる見込みがある。
- 月１回以上、１回につき30分以上、市の体操ができる。
- 体操できる場所がある。

グループ登録後は健幸パスポートに押すスタンプの貸出を行います。
活動１回につき10ポイントたまります。

介護予防出前講座を申し込む → 約1か月後 → 介護予防出前講座を受ける → 体操自主グループ立ち上げ

介護予防出前講座

依頼に応じて、フレイル予防に大切な「運動」「栄養・口腔」「社会参加」などについて出前講座を行います。日程調整が必要ですので、ご予定日の1か月前までを目安にご相談ください。

介護予防教室

概ね60歳以上の方を対象に開催しています。
各教室の日程は、広報誌やホームページにて、お知らせしています。

①すこやかエイジング講座
いつまでも自分らしい生活を送るためのポイントをお伝えします。すこやかに年を重ねて、健康長寿を目指しましょう。
体力作りの基本を学ぶ初級（先着順）、健康作りを総合的に学び実践を通して効果を体験していただく中級（要申込）、運動・栄養・口腔・認知症予防・社会参加等の各テーマ別に更に理解を深め、介護予防の活動を地域やグループで仲間と実践する上級があります。（要申込）

②すこやかエイジング講座オンライン
スマートフォンやタブレット、パソコンを使って、自宅等から参加し、専門職の指導のもと、ますます元気体操を実施しています。

オンライン

③元気体操クラス
すこやかテラス等で、高槻ますます元気体操を専門職の指導のもと、実施しています。
（当日先着順、愛仁会リハビリテーション病院は要申込）

④もてきんスタジオ
安満遺跡公園等で定期的に、高槻もてもて筋力アップ体操とラジオ体操を専門職の指導のもと、実施しています。（当日先着順）

⑤健康サポートひろば
すこやかテラスにて専門職による介護予防や体力づくりに関する個別的な相談ができます。体力測定も実施しています。

※すこやかテラスで開催する教室は60歳以上の方が対象です。

イベント・講演会など

毎年、介護予防に関する講演会やイベントを開催しています。日程や内容は、広報「たかつきＤＡＹＳ」に掲載しますのでご覧ください。

また、ホームページや広報で介護予防に役立つコラムを掲載するなど随時情報を発信しています。

介護予防通所型事業（街かどデイハウス介護予防教室）

卓球や麻雀、手芸など、様々な活動を行っている街かどデイハウスで、ますます元気体操を中心とした介護予防教室を開催し、高齢者の運動機能の維持・向上を目指します。

対象者　概ね65歳以上の高齢者

利用料　施設によって異なります。

	名　称	所在地	電話
1	きららの家	原1109番地	688-6155
2	とうりゃんせ	大蔵司1丁目8-25	683-0622
3	なごみの家	富田町3丁目29-5	694-6062
4	北摂すまいるハウス	宮田町3丁目56-1	693-2989
5	みかん	川添2丁目20-28	692-5940
6	キャロット	宮野町16-1	655-8839
7	ヘリオ横丁寄ってこ広場	安岡寺町1丁目20-3	687-6680

※開所日・利用料などの問い合わせ、申し込みは直接各施設へご連絡ください。

●介護保険料

第１号被保険者の保険料（65歳以上の方）

保険料の基準額は高槻市での介護サービスに必要な費用や、65 歳以上の人口の見込みなどをもとに、3 年度を単位として条例により定められています。その上で、所得などに応じて保険料が算定されます。

なお、低所得者の保険料負担軽減を図る観点から、第１段階～第３段階の方に公費が投入され、保険料率の引き下げを行っています。

高槻市の保険料基準額（令和８年度）**…年間73,201円（月額6,100円）**

保険料段階	対象者	保険料（年額）
第1段階	• 生活保護受給者または老齢福祉年金受給者（*1）で世帯全員（*2）が市民税非課税の方 • 世帯全員が市民税非課税で、被保険者本人の合計所得金額（公的年金などにかかる所得を除く）（*3）＋課税年金収入額（*4）の合計が82.65万円以下の方	20,863円 （基準額×0.285） 【※1】
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、被保険者本人の合計所得金額（公的年金などにかかる所得を除く）＋課税年金収入額の合計が120万円以下の方	29,281円 （基準額×0.40） 【※2】
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、第1、第2段階以外の方	47,581円 （基準額×0.65） 【※3】
第4段階	市民税が課税世帯であって、被保険者本人が市民税非課税かつ合計所得金額（公的年金などにかかる所得を除く）＋課税年金収入額の合計が82.65万円以下の方	62,221円 （基準額×0.85）
第5段階	市民税が課税世帯であって、 被保険者本人が市民税非課税の第4段階以外の方	73,201円 （基準額）
第6段階	被保険者本人が市民税課税で合計所得金額が120万円未満の方	84,182円 （基準額×1.15）
第7段階	被保険者本人が市民税課税で 合計所得金額が120万円以上190万円未満の方	95,162円 （基準額×1.3）
第8段階	被保険者本人が市民税課税で 合計所得金額が190万円以上210万円未満の方	102,482円 （基準額×1.4）
第9段階	被保険者本人が市民税課税で 合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	109,802円 （基準額×1.5）
第10段階	被保険者本人が市民税課税で 合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	124,442円 （基準額×1.7）
第11段階	被保険者本人が市民税課税で 合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	139,082円 （基準額×1.9）
第12段階	被保険者本人が市民税課税で 合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	153,723円 （基準額×2.1）
第13段階	被保険者本人が市民税課税で 合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	168,363円 （基準額×2.3）
第14段階	被保険者本人が市民税課税で 合計所得金額が720万円以上1,000万円未満の方	175,683円 （基準額×2.4）
第15段階	被保険者本人が市民税課税で合計所得金額が1,000万円以上の方	193,983円 （基準額×2.65）

【※ 1】公費投入前は、33,307 円（基準額× 0.455）です。　【※ 2】公費投入前は、43,921 円（基準額× 0.6）です。
【※ 3】公費投入前は、47,947 円（基準額× 0.655）です。

（*1）老齢福祉年金：明治44年4月1日以前に生まれた人などで、一定の所得のない人や、他の年金を受給できない人に支給される年金です。
（*2）世帯は、毎年4月1日（年度途中に資格を取得した方は資格取得日）時点の状況が基準となります。
（*3）総所得金額、分離課税の所得金額（特別控除前の土地・建物等の譲渡所得金額、株式等譲渡所得金額、上場株式等配当所得金額、先物取引所得金額）、山林所得金額及び退職所得金額（分離課税分を除く）について純損失・雑損失等の繰越控除を適用しないで計算した合計額をいいます。ただし、介護保険料の算定には、合計所得金額から土地・建物等の譲渡所得金額に係る特別控除額、及び公的年金等に係る所得（保険料段階が第1～第5段階の人のみ）を控除した額を用います。
また、保険料段階が第1～5段階の方については、合計所得金額に給与所得又は公的年金等所得が含まれている場合には最大10万円を控除した額を用います。
（*4）税法上課税となる公的年金など（国民年金、厚生年金、企業年金など）の収入をいい、非課税年金（遺族年金、障がい年金など）は含まれません。
（*5）課税・非課税の判定は、介護保険法施行令附則第二十四条・第二十五条及び高槻市介護保険条例附則第十一条・第十二条・第十三条の規定適用後のものであり、個人住民税における課税区分や合計所得金額とは異なる場合があります。

保険料の納め方

保険料の納め方は特別徴収と普通徴収の２種類があります。保険料は原則として特別徴収で納めますが、年金額などの条件により普通徴収で納めることもあります。

特別徴収	**老齢年金（退職）・障がい年金・遺族年金が年額18万円以上の方**	年金の定期支払い（年６回）の際に、介護保険料があらかじめ天引きされます。
普通徴収	**老齢年金（退職）等が年額18万円未満の方**	高槻市から送付される納付書で個別に納めます。（口座振替で納めることもできます。）

※老齢福祉年金・恩給のみの受給者や年金を受給していない人については、普通徴収となります。
また、次のようなときは一定期間普通徴収になります。

○ 65 歳（第１号被保険者）となったとき
○他の市区町村から転入したとき
○年度の途中で保険料段階が変更になり、保険料が変更になったとき
○年金受給に関する書類の提出が遅れたとき

保険料の減免について

次のような場合で、保険料の納付が困難になったとき、一定の基準により保険料が減額される場合があります。

○災害により、損害を受けた場合
○収監された場合
○失業や事業不振などにより、収入が著しく減少した場合
○生活が困窮していて、下記の①～⑦すべての要件に該当される場合（高槻市独自減免）
①保険料段階が第３段階以下であること（生活保護受給者以外の方）
②世帯員全員が市民税非課税であること
③世帯員全員の収入見込額合計が下表の金額以下であること

世帯員数	収入見込額合計（非課税収入を含む）
１人世帯	110 万円
２人世帯	158 万円
３人世帯	208 万円
４人世帯	254 万円
５人以上	世帯の人数が１人増すごとに 44 万円を加算

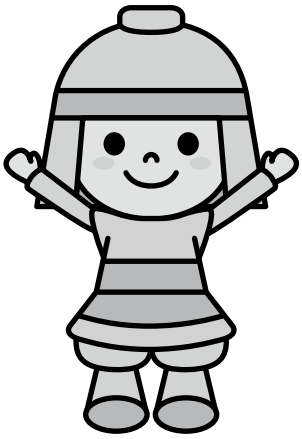
高槻市マスコットキャラクター「はにたん」

④世帯員全員の預貯金等の総額が 350 万円以下であること
⑤市民税課税者に扶養されていないこと
⑥世帯員全員が居住用以外に土地又は家屋を所有していないこと
⑦介護保険料を滞納していないこと、又は納付意思があること

なお、減免申請は、納期限までに行ってください。
（収入の減少と生活が困窮している場合において、年間保険料額を対象とする場合は第1期（6月）納期限まで）
※高槻市では、介護保険料の賦課・納付に関する業務を国民健康保険課（☎674-7075・7076）で行っています。

保険料は納め忘れのないように

介護保険制度は、介護が必要になっても、できる限り自宅での生活を続けられるよう、介護を必要としている人を支える制度です。40歳以上のみなさんが納める保険料は、保険運営の財源の半分を占める大切なものです。

現在、サービスを利用していなくても、これから先介護が必要となるかもしれません。その時に安心してサービスを利用できるよう、保険料は納め忘れのないようにしましょう。

保険料を納めないでいると

○１年間以上保険料を滞納した場合は、介護サービスの費用がいったん全額利用者負担になり、後日、９割、８割または７割相当分の払い戻しを受けることになります。

○１年６か月間以上滞納した場合には、保険給付が一時差し止められます。さらに滞納が続く場合には、差し止められた保険給付から滞納保険料が控除されることがあります。

○２年間以上滞納した場合には、滞納期間に応じて保険給付が制限され、自己負担の割合が１割または２割の場合は３割、３割の場合は４割に引き上げられ、高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費、特定入所者介護サービス費が受けられなくなります。

○督促状や催告書が送付され、延滞金が課される場合があります。さらに滞納処分（財産の差押）を受けることがあります。納付が困難な時は、お早めにご相談ください。

第1号被保険者保険料基準額（月額）の算出の考え方

３年間の費用見込額（令和6年度～令和8年度）

1,112億1,746万1,954円

（単位：円）

内　訳	令和6年度	令和7年度	令和8年度
標準給付費見込額	33,410,153,620	34,806,283,968	35,990,372,156
地域支援事業費	2,145,115,082	2,331,147,442	2,534,389,686

第１号被保険者負担分相当額

３年間の費用見込額　×　23%　＝　255億8,001万6,249円

＋	調整交付金相当額	54億7,212万8,897円
－	調整交付金見込額	66億4,379万7,000円
＋	財政安定化基金拠出金	0円
－	介護保険給付費等準備基金取崩額	25億6,081万円
－	財政安定化基金取崩額	0円

第１号被保険者保険料収納必要額　＝　218億4,753万8,147円

保険料基準額

第１号被保険者保険料収納必要額　÷　予定保険料収納率（98.8%）
÷３年間の所得段階別加入割合補正後被保険者数合計（305,748人）
＝　73,201円

保険料基準額（年間）　÷　12か月

＝保険料基準額（月額）　6,100円

第2号被保険者の保険料（40歳以上65歳未満の医療保険加入の方）

40 歳以上 65 歳未満の方の保険料は、加入している医療保険の算定方法により定められ、医療保険料と一括して納めます。詳しい保険料については、それぞれ加入の医療保険者（お勤めの会社など）にお問合せください。

①高槻市国民健康保険に加入している方

保険料は、世帯ごとに次のように決められます。

介護納付金分 ＝ 所得割（世帯の第 2 号被保険者の所得に応じて計算） ＋ 均等割（世帯の第 2 号被保険者数に応じて計算）

納め方 国民健康保険料として世帯主が納めます。

②職場の医療保険に加入している方

保険料は、医療保険ごとに設定される介護保険料率と給与及び賞与の額（標準報酬月額等）に応じて次のように決められます。

介護保険分 ＝ 標準報酬月額＋標準賞与額 × 介護保険料率

※原則として、本人・事業主がそれぞれ 2 分の 1 の割合で負担します。

納め方 給与から徴収（天引き）されます。

※ 40 歳以上 65 歳未満の被扶養者の保険料は、被扶養者が加入する医療保険でのお支払いになります。被保険者本人が 65 歳になられた場合の被扶養者の保険料は加入されている医療保険によって異なります。詳しくは、ご加入の医療保険にお問い合わせください。

●介護保険の財源

みなさんが納める保険料は介護保険を運営していくための大切な財源です。

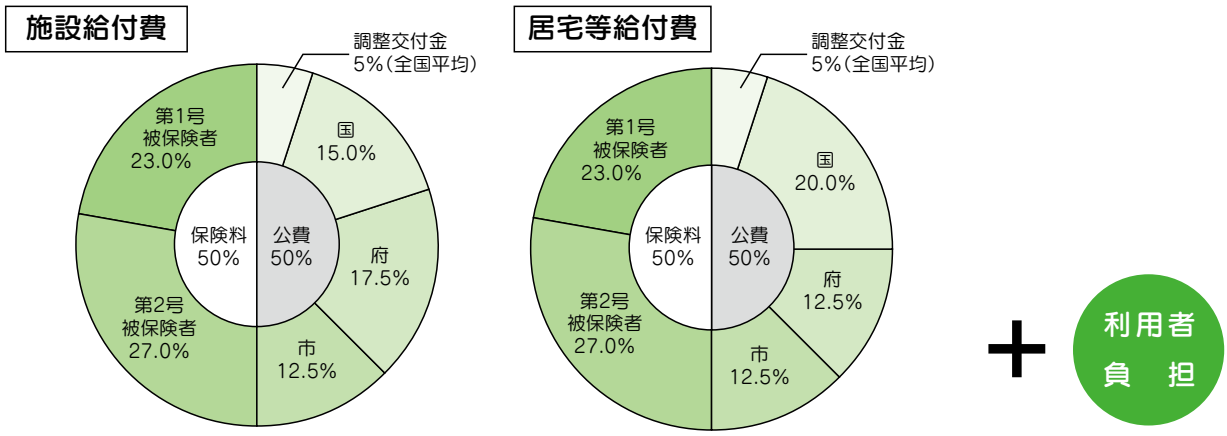

①調整交付金5%分は、後期高齢者（75 歳以上）の割合等により調整されるため、実際に交付される割合は市町村により異なります。
②介護予防・日常生活支援総合事業等の地域支援事業費の23%分も保険料でまかなわれています。

●要支援・要介護認定者等の状況

軽度の認定者が急増しています

下表は、介護保険制度が始まってからの高槻市の要介護度別認定者数の推移を示しています。要支援・要介護認定者数は、令和8年3月末で22,185人となり、平成12年と比べて約5.6倍になっています。高齢化に伴い、年々認定者数が増加しています。

総人口と高齢者数（65歳以上）の推移

（単位：人）

	12年4月末	15年3月末	18年3月末	21年3月末	24年3月末	27年3月末	30年3月末	R3年3月末	R6年3月末	R8年3月末
総人口	360,344	355,181	358,008	358,539	357,137	355,240	352,990	350,819	346,189	343,113
高齢者数	49,696	58,566	67,667	78,757	85,247	96,226	101,181	102,734	101,647	100,720
高齢化率（高齢者数／総人口）	13.8%	16.5%	18.9%	22.0%	23.9%	27.1%	28.7%	29.3%	29.4%	29.4%

認定者数の推移

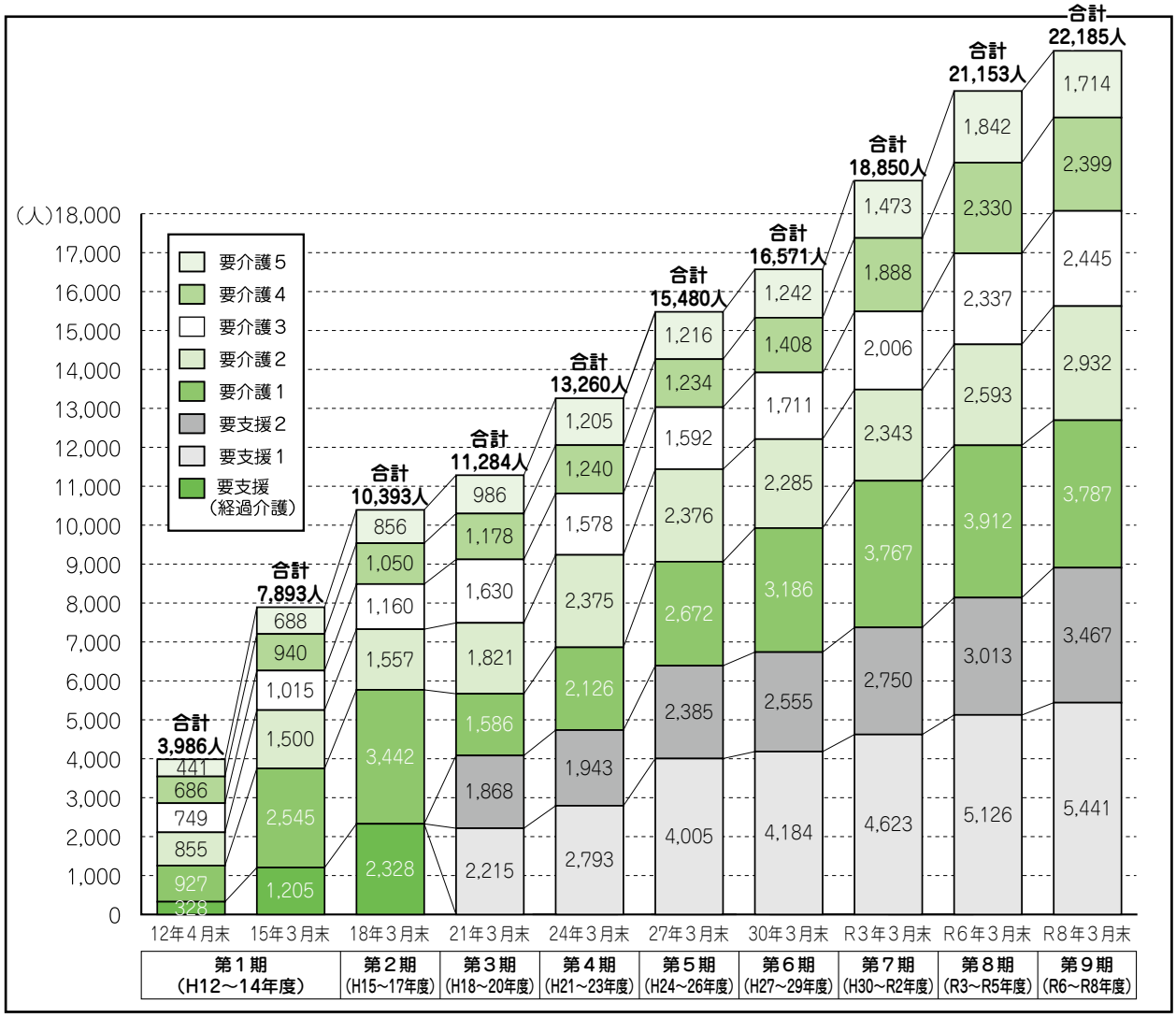

※平成18年度より要支援及び要介護１～５の６区分から、
要支援１・要支援２及び要介護１～５の７区分に変更されました。

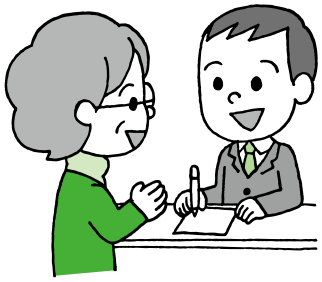

保険給付費用も年々増加しています

保険給付費用（介護サービス費用から利用者負担額を除いた費用）については、平成12年度と令和3年度を比べると、約4倍を超えており、令和4年度以降も増加することが見込まれています。

保険給付費用（居宅・地域密着型・施設）の推移

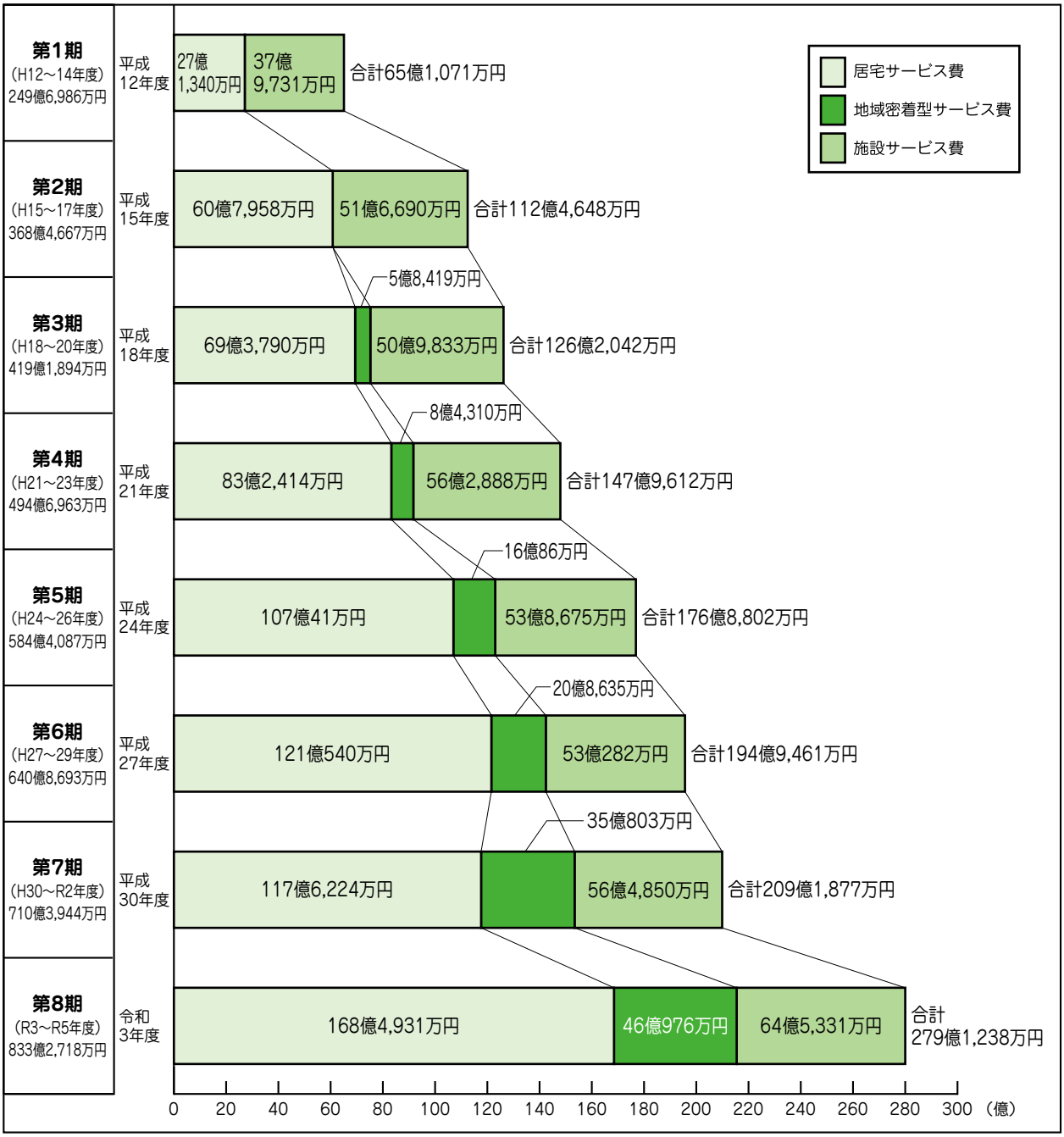

（注）・居宅サービス費（介護予防サービス含む）とは、19～22ページ、24～28ページ、32～33ページ掲載サービスの各保険給付費用合計額のこと。
・地域密着型サービス費（介護予防サービス含む）とは、23ページ、29～31ページ掲載サービスの各保険給付費用合計額のこと。
・施設サービス費とは、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院の各保険給付費用合計額のこと。
・各期の合計額は、特定入所者介護サービス費、高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費、審査支払手数料を含めた標準給付費を表しています。